

《研究ノート》

ルーマニア国際私法の改正について

—新旧法の比較検討—

笠原 俊宏

目次

- 一 前書き
 - 二 総則規定の特徴
 - (1) 旧法規定の概容
 - (2) 直接的適用の規定
 - (3) 外国法の適用の排除
 - 三 各論規定の概容
 - (1) 自然人及び法人
 - (2) 法律行為
 - (3) 婚姻関係
 - (4) 親子関係
 - 四 後書き
 - (5) 扶養義務
 - (6) 相続
 - (7) 物権
 - (8) 契約債務
 - (9) 契約外債務
 - (10) 流通性有価証券
 - (11) 輸送手段関連規定
 - (12) 時効
 - (13) 国際手続法
- (参考資料) ルーマニア民法典中の国際私法規定

一 前書き

ルーマニアにおいては、二〇一一年一〇月一日、新しい民法典（ルーマニア官報二〇一一年六月一〇日付第四〇九号第一部公布）が施行された。同法典に先立つ一八六四年のルーマニア民法典は、主として、一八〇四年のフランス民法典に倣っていたが、新民法典の制定は、ルーマニアが欧州連合への加盟に際して直面するに至った改正手続と不可分な関係を有するものであり、又、ルーマニア実定私法の現代化の要請から、伝統的なナポレオン民法典と訣別することがその動機とされる（Catalina Avasienci, *La codification des conflits de lois dans le nouveau Code civil roumain: une nouvelle forme en attente d'un contenu*, *Revue critique de droit international privé*（以下、*RCDIP*として引用する）2012, p.248）。起草に際しては、諸外国の民法が広汎に参考とされており、それらとして、就中、カナダのケベック民法典を中心として、フランス、イタリア、スペイン、スイス、ドイツの民法典のほか、欧州連合規則、国際条約、欧州人権裁判所判決に及んでいる（Avasienci, *op. cit.*, p.248）。

二〇一一年の新民法典は、私法の一元的規律の構想の下に、人事、家事、商事に関する規則とともに、国際私法の規則をも統合しており、同法典第七巻には、抵触規定（以下、「新法」とする）が含まれている。その結果、「国際私法関係規則に関する一九九二年九月二二日法律第一〇五号」（一九九二年二月一日施行、以下、「旧法」とする）は、改正された上で、新民法典へ移し替えられることとなった（Avasienci, *op. cit.*, p.248 et suiv.）。尚、旧法中に収められていた国際手続法に関する緒規定は、修正を施された上、新しい民事訴訟法典（二〇一〇年七月二五日法律第一三四号）へ収められることとなった（Avasienci, *op. cit.*, p.249）。

前述のように、新法は、一九九二年以後における国際私法の発展を採り入れると共に、二〇〇七年におけるルー

マニアの欧州連合への加盟の結果として、欧州連合の諸規則の効力に対しても配慮することが求められる状況に至った。例えば、旧法は一九八〇年のいわゆるローマ条約（契約債務の準拠法に関するEC条約）と基本的に両立しないものではなかったが、新法においては大幅に修正されており、更に、それに続いて、二〇〇八年のローマI規則（契約債務の準拠法に関する欧州議会及び理事会規則二〇〇八年第五九三号）、及び、二〇〇七年のローマII規則（非契約債務の準拠法に関する欧州議会及び理事会規則二〇〇七年第八六四号）に従うことが、明文をもって定められている（新法第二六四〇条第一項及び第二六四一条第一項）。かくして、新法の成立前においては、欧州連合法の優位に伴う旧法の改正は実行されることはなく、新法の成立により、旧法は部分的に廃止されることとなった。尚、欧州連合法の優先的適用は二〇〇三年に改正された一九九一年のルーマニア憲法においても規定されているところである（Avasilencei, op. cit., p.249）。

旧法の一部を明確に廃止する新しいルーマニア民法典第七巻に置かれた諸規定は、渉外的要素を有する民事法関係、商事法関係、及び、その他の私法関係に関するルーマニア国際私法の一般法として位置付けられるものであり、その第二五七条第三項は、「本巻の諸規定は、ルーマニアが当事国である国際条約、欧州連合法、又は、特別法規定が他の規則を定めていない限りにおいて適用される。」と規定している。それが、ルーマニア国際私法の法源の所在であり、又、そのまま、それら法源の間の序列ともなっていると見られる。しかし、国際条約と欧州連合法との間における適用の優先関係については必ずしも明瞭ではなく、更にきめ細かな検討が求められるところである（Avasilencei, op. cit., p.249 et suiv.）。

以上におけるような改正の経緯を有する新法の検討に際し、先ず、旧法に関する若干の研究（Octavian Capatina, *La réforme du droit international privé roumain*, RCDIP 1994, p.167 et suiv.; Peter Leonhardt, *Das neue internationale*

Privatrecht Rumäniens. *Praxis des internationalen Privat- und Verfahrensrechts* 1994, S.156ff.; Octavian Capatina, Das neue rumänische internationale Privatrecht. *Rabels Zeitschrift für ausländisches und internationales Privatrecht* 1994, S.465ff. に依拠した旧法に関する研究として、拙稿「外国国際私法立法に関する研究ノート（一）——ルーマニア国際私法（一九九二年）——（上）、（下）」大阪国際大学紀要国際研究論叢八巻一号八九頁以下、二号二二頁以下参照。尚、旧法の諸規定の訳出に際しては、*RCDIP* 1994, p.172 et suiv. に掲載されている仏語訳に拠った）を出発点として、新法が如何なる内容を有するものに改正されたかを具体的に比較検討することとしたい。それにより、「国際私法の危機」を脱した現代の大陸型国際私法が、更なる充実を目して展開されるべき方向を探知し、又、欧州連合域外の諸国との関わりを規律する欧州連合加盟国内立法について、ルーマニア国際私法を一例として、その趨勢を明らかにするよう、試みることにしたい。

二 総則規定の特徴

（一）旧法規定の概容

旧法中の総則規定として、次に掲げる一〇箇条がある。

先ず、新法第二五五七条に相当する旧法第一条においては、国際私法関係の準拠法を決定する規定のほか、国際私法関係に関する訴訟における手続規定も含まれ、国際私法関係とは、渉外的要素を有する民事関係、商事関係、労働関係、民事訴訟関係及びその他の私法関係を言うものと規定されていたが、新法においては、国際民事訴訟関係については民事訴訟法典へ移され、それに代わって、国際条約、欧州連合法、特別法規定の適用の優先が謳われている。

又、外国人の民事権について、法律に依って定められた条件の下に、ルーマニア市民と同一視されることを定めていた旧法第二条は、新法において削除されている。

旧法第三条は、「準拠法の決定が何らかの法制度又は法的関係に与えられる性質決定に依存する場合に顧慮されるのは、ルーマニア法に依って確定される法的性質決定である。」として、法律関係の性質決定における法廷地法説を採用していた。その立場は、新法第二五八条第一項が受け継いでいる。しかし、新法は、反致の場合、物の性質決定の場合についても規定し、又、不知の外国法制度については、例外的な場合として、準拠法説の立場に拠ることを定めている。

反致に関しては、旧法第四条が、「下記の規定に従って決定された外国法がルーマニア法に反致するとき、明らかに反対の規定がない限り、適用されるのはルーマニア法とする。」(第一項)とし、又、「外国法が他国法に対して行なう反致は、無効とする。」(第二項)と定めて、狭義の反致のみを認める立場を採っていたが、その立場は、新法第二五九条第一項において総括指定説を表明しながら、第二項において、外国法による反致については、転致の場合をも含めて、ルーマニア法が適用されるという規定へと変容している。これは、反致肯定論における理論的根拠としての棄権説に拠っていると見ることができよう。

更に、旧法第五条は、不統一法国法の指定の場合における間接指定主義を原則としていたが、その立場は、新法第二五六〇条に引き継がれている(第一文)但し、新法においては、準国際私法がないとき、密接関連性原則に依拠すべきことが追加されている(第二文)。

次に、外国法の適用に関しては、先ず、原則として、相互性に拘束されないと定める旧法第六条が、新法第二五六一条に引き継がれている。

又、外国法の内容の確定に関する旧法第七条が、専門家の意見又は他の然るべき方法に則り、それを制定した国家の機関から得た証明により、裁判上の審理を通じて確定され、又、立証責任が、外国法を援用する当事者により、そして、それを確定することが不可能であるときに適用される法をルーマニア法とする内国法適用説は、そのまま、新法第二五六二条においても受け継がれている。

更に、旧法第八条は、外国法の適用が斥けられる場合として、「それがルーマニア国際私法上の公序に反するとき」、及び、「それが不正な手段によって権限を有するものとなったとき」を挙げていた。同条は、公序概念の基準を国際公序に求めることを明確にすると共に、法律回避の禁止を定めている点に特徴が見られたが、それらは、いずれも新法第二五六四条第一項においても引き継がれている。ルーマニア法が補充法とされることも同様である。新法は、公序概念について、ルーマニア法又は欧州連合法上の基本原則、及び、基本的人権を明記して、更なる展開を示しているように見られる。

更に、又、旧法第九条が、「外国において取得された権利は、それがルーマニア国際私法上の公序に反しない限り、ルーマニア法において尊重される。」と定めていた既得権承認の規定は、新法第二五六七条にも引き継がれている。先決問題との関連において重要な意味を有する規定であると言えることができるであろう。

そして、最後に、国際条約の優先的適用を定める旧法第一〇条の規定は、新法第二五五七条との関連において言及したように、欧州連合法法の優先的適用をも加えて衣替えされている。

かくして、新法において、新たに総則として規定されているのは、外国法の解釈及び適用（新法第二五六三条）、外国法の例外的排除（同第二五六五条）、直接的適用の法規（同第二五六六条）、本国法の決定（同第二五六八条）、国籍の決定及び証明（同第二五六九条）、常居所の決定及び証明（同第二五七〇条）、法人の国籍（同第二五七一条）に関

する諸規定である。

(2) 直接的適用の規定

新法において新たに規定されている諸事項の中、直接的適用の法規に関しては、法廷地法たるローマニア法上の強行規定の優先的適用の場合(第二五六条第一項)と密接関係地法たる第三国法上のその場合(同条第二項)とが、それぞれ、規定されている。前者の強行規定の定義において、新法におけるそれは、ローマI規則及びローマII規則のそれよりも広義であると見られるが、実際には、縮小されたものに止まるであろうと指摘されている(Avasilencei, op. cit., p.235)。他方、後者においては、明確性に欠けるとして批判されている二つの条件、すなわち、第三国との密接関連性及び当事者の正当な利益の充足を前提としつつ、強行規定の対象、又、その適用若しくは不適用から派生する結果の考慮に関しては、ローマ条約第七条第一項及びローマI規則第九条第三項に倣い、そして、その目的の考慮を加えている(Avasilencei, op. cit., p.235 et suiv.)。因みに、同様の規定としては、例えば、一九九八年のチュニジア国際私法典第五〇条も、「抵触規則によつて指定された法、当面の法的関係と密接な関連性を有すること、及び、追求された目的を考慮し、当該法の規定の適用が不可欠であることが明白であるとき、裁判官はその法の規定に効力を与える。」と定めている。その他、一九九七年のウズベキスタン民法典第一一六五条は、「何れかの国の法律を適用するに際し、関係と密接な関連性を有する他の国の法律に依れば、強行規定がそれぞれ関係を規律しなければならないとき、裁判所は、準拠法に拘わらず、その国の法律のかような規定を適用することができる。」と定めている。これは、一九九九年のカザフスタン民法典第一〇九一条第二項の内容と同一であり、同様の規定は、枚挙するに暇ない。

尚、絶対的強行法規には国家の政治的・社会的・経済的組織の保護に必要な法規が含まれるが、私人間の権利義務の調整を目的とする法規までをも含むかについては争いがあるところ、ローマI規則第九条第一項に、「絶対的強行規定とは、国の利益（例えば、その政治的・社会的・経済的組織）を保護するために遵守されなければならないと考えられる規定であつて、当該規則の下において本来適用されるべき法の如何に拘わらず、その適用範囲に含まれる全ての事案に適用されるものをいう」という定義規定が設けられたことを背景として、私人間の権利義務の調整を目的とする法規を含まないとする見解が増えているという（野村美明「契約の準拠法I―当事者による法選択と強行法規」日本国際経済法学会編『国際経済法講座II―取引・財産・手続』（法律文化社、二〇二二年）二三頁参照）。果たして、ルーマニア法上の立場がそのようなものであるかは、必ずしも明らかではない。

因みに、保護されるべき何れかの者を基準とした法として、その者の属人法（本国法、住所地法、常居所地法）の適用をもつて、その利益の保護が図られていると考えるは、従来から支配的であり、今、なお、法の適用に関する通則法（以下、「通則法」とする）を含め、多くの立法例に見ることができるとは、立場である。サヴィニー（Savigny）が唱えた法律関係の本拠（*Sitz*）の法の探求は、換言すれば、法律関係の最密接関係法の探求であり、それが、弱者への優遇主義の下にあつては、一方当事者である弱者の属人法の適用へと導くものとなるであろう。しかし、ここにおいて、重視されるのは、弱者の属人法の適用そのものではなく、当該法がその内容として有している弱者利益の保護に向けられた実質規定にほかならない。従つて、最密接関係法への特別連結とは、端的には、弱者とされる当事者の保護規定への強行的な連結を意味することとなるであろう。本来の準拠法に対して優先する消費者の常居所地法及び労務提供地法の強行連結を定める通則法第一条及び第一二条等に規定された保護条項が、正に、そのような役割を担わされた弱者利益保護のための規定であるということは言うまでもない。その場合、本来の準拠法

の適用を排除してまで保護されるべき「当事者の正当な利益」とは何であるか。新法においても、必ずしも十分に明らかにはされていない。

(3) 外国法の適用の排除

外国法の適用が排除される場合として、新法においては、法廷地法たるルーマニア法を補充法とする場合、及び、密接関連法をそれとする場合について、規定が置かれている。

先ず、前者として、ルーマニア国際私法上の公序に反する場合である(新法第二五六条第一項)。そして、公序の概念として明示されているのは、ルーマニア法上の基本原則、欧州連合法上の基本原則、人の基本的権利である(同条第二項)。ルーマニア法上の基本原則には、憲法、及び、新民法典第一条第一項により、法源として明示された法の一般的諸原則が含まれる。尚、右の基準の序列は、人権、欧州連合法上の基本原則、ルーマニア法上のそれである(Avasilencei, op. cit. p.260)。又、法律回避も、外国法の適用が排除されるべき場合として、公序違反と共に規定されている。旧法においては、単に「不正な手段によって権限を有するものとなったとき」に、当該外国法の適用の排除が定められていたが(旧法第八条b号)、新法においては、ルーマニア法の回避に特定されている(Avasilencei, op. cit. p.261 et suiv.)。そして、外国法の内容が確定されることができないときも、適用されるのはルーマニア法であるが、この点において、新法と旧法とは同じ立場を採用している。しかし、新法においては、その点の可否について、「合理的な期間内」に判断されるべきとして、事件及び外国規定の複雑さの程度を考慮した上で決定されるべきことが裁判官に求められており(Avasilencei, op. cit. p.262 et suiv.)、法規の精緻化が促進されていると言つことができらるであろう。

法廷地国際私法規則によって指定され、準拠法として決定された外国法と法廷地法とを実質的に比較し、後者の法の適用がより望ましい結果へ導くと見られる場合に、積極的に公序条項を根拠として、外国法の適用を排除し、もって、法廷地法である日本法を適用すべきとする学説が、いわゆる機能的公序論と称されて、一九八〇年代初頭に提唱された。その主張の趣旨は、実定法の根拠として、公序条項を利用することにより、硬直なわが国国際私法規定を修正することにより、準拠外国法と日本法との二国間において、実質法の内容を比較し、解決の結果において、弱者利益の保護をも含めた実質法上の利益の確保が目されるべきとするものであった。しかし、その後、平成元年（一九八九年）には、法例が大幅に改正され、従来の単一的連結の規則に代えて、多くの多元的連結の規則が導入された。それにより、国際私法規則の柔軟化が促進され、又、個々の規定の解釈における弾力化も可能となったため、例外的発動を原則とする公序則の本来的役割の趣旨に反する機能的公序論は、その存立の基盤を失ったと見られる。しかしながら、弱者利益の保護の理念が普遍化している現在、準拠外国法の適用の結果がそれに反すると見られる場合には、法廷地の公序（国際私法上の公序）に反するものとして、当該外国法の適用を排除することも、実定法の運用として可能であると思われる。但し、その場合には、当然に自働適用説に拠って日本法が補充法とされるべきではなく、弱者利益の保護に適った法の選定を可能とする補充的連結説の立場から補充法を探究することが、現代的意義に適うと言うべきであろう。

以上に対して、密接関連性の原則の観点から、原則的準拠法の適用を排除して、最密接関連法の適用を規定しているのが、新法において新たに導入された一般例外条項である第二五六五条である。同条の特徴となっている点は、原則的準拠法と法律関係との疎遠の程度が同条項の発動の基準とされている点である。但し、人の民事上の身分及び能力に関する法律、並びに、当事者によって選択された法律は、その対象とはされない（同条第二項）。ロー

マⅠ規則及びローマⅡ規則が適用される分野については、それに特定された修正の構造が用意されている (Avallencei, op. cit., p.264 et suiv.)。

三 各論規定の概容

(1) 自然人及び法人

先ず、各論規定の冒頭には、自然人及び法人に関する規定として、旧法中には、自然人について、次のような七箇条の諸規定が置かれていた。すなわち、自然人の身分、能力及び家族関係に関する本国法主義の原則(同第一条)、本国法の確定(同第二二条)、人格権の開始及び終了(同第二三条)、人の氏名(同第一四条)、人の本国法の変更(同第一五条)、推定死亡、不在又は失踪の宣告の条件、効果及び取消し、並びに、生存又は死亡の推定(同第一六条)、善意の第三者の保護(同第一七条)に関する諸規定である。これらの諸規定は、新法において、それぞれ、殆どそのまま受け継がれている。但し、本国法の確定については、総則編中に置かれ(新法第二五六八条)、更に、国籍の決定及び証明(同第二五六九条)、並びに、常居所の決定及び証明(同第二五七〇条)の諸規定が新しく追加されている。新法は、人事に関しても、成年取得(同第二五七五条)、成年後見(同第二五七八条)等に關する諸規定の充実を図っている。

次に、法人に関する規定として、旧法中には、次に掲げるような九箇条の諸規定が置かれていた。すなわち、法人の国籍(同第四〇条)、法人の組織上の地位(同第四一条)、法人の本国法の適用範囲(同第四二条)、外国法人の承認(同第四三条)、外国法人の権利の享受(同第四四条、第四五条)、法人の合併(同第四六条)に関する諸規定である。これらの諸規定は、新法において、それぞれ、殆どそのまま受け継がれている。尚、新法において、それらの

諸規定の中、法人の国籍に関する規定は、総則として、自然人の本国法（属人法）に関する諸規定に続いて置かれている（新法第二五七一条）。

尚、旧法においては、自然人及び法人の共通規定として、次のような諸規定が置かれていたが、新法においては、それらは削除されている。すなわち、「無能力の自然人、及び、支払いを停止した法人の法律上の代理、及び、制限的行為能力を有する自然人の保佐は、代理又は保佐の帰属が生じる法的関係の準拠法に服する。」（同第四七条）、「商人の資格は、自然人若しくは法人が経済的活動を展開する許可を取得したか、又は、それが登録されている国家の法律に依って決定される。」（同第四八条第一項）、「許可若しくは登録がないか、又は、人が複数の許可を取得した結果、複数の国家において登録されている場合には、その者の経済的活動の指揮が機能する国家の法律が適用される。」（同条第二項）という諸規定であった。

（2） 法律行為

新法において、法律行為に関する諸規定は、第六章「債務」の前に移動している。それに関して、旧法中において想定されていたのは、専ら、一方的法律行為であり、その実質的要件について決定するのは、行為者が選択する法律である（旧法第六九条）。新法は、それを改めて、法律行為一般に関する規定とし（新法第二六三七条）、又、当事者による法選択がないときの補充法に関する規定を独立させ、その場合における密接関連性の判断基準については、特徴的給付を行なう債務者若しくは法律行為の本人の常居所、営業財産、社会的本拠に依拠して明確化が図られている（新法第二六三八条）。

法律行為の形式的要件（旧法第七一条、第七二条）は、新法においても、法律行為の実質的要件の準拠法を原則と

して、ほぼそのまま統合されている(新法第二六三九条)。

尚、旧法においては、「付随的法律行為は、他の意思が表明されない限り、主たる法律行為の実質に適用される法律に依って規律される。」(旧法第七〇条)とする規定が置かれていたが、新法においては、契約債務を覆うローマI規則のため、そのような規定は廃止されている(Avasilencei, op. cit. p.266.)。

(3) 婚姻関係

新民法典においては、ルーマニア市民であると、外国人であることに拘わらず、外国において締結された同性婚及び同性間若しくは異性間の登録パートナーシップの承認の一般的禁止を定める規定(第二七七条)を置いているが、それが国際私法の法源ともなっている(Avasilencei, op. cit. p.270 et suiv.)。又、新民法典は、婚約についても、それを法律上の制度として導入している。その結果、新法においても、実質法の内容が反映され、新たに、婚約の成立及び効力に関する規定も新設されている(新法第二五八五条)。かようにして、旧法に比して、最も拡充が図られた各論規定は婚姻に関する諸規定であろう。

婚姻に関して、旧法中には、その成立及び効力に関する四箇条が置かれていたが、それらの中でも、婚姻の実質的要件に関する旧法第一八条は、婚姻保護のための特別公序規定をも併せて定めている点において、注目されるべき規定であった。すなわち、同条第一項において、「婚姻を締結するために要求される実質的要件は、各々の婚姻当事者の本国法に依って決定される。」とした上で、「かようにして決定された外国法の何れかが、ルーマニア法に従えば婚姻を締結する自由と両立しえない婚姻障害を定めているときであって、婚姻当事者の何れか一方がルーマニア市民であり、かつ、婚姻がルーマニアの領域において締結される場合には、問題の障害は適用されることがで

きないものとして斥けられる。」とする同条第二項の規定がそれである。同規定はそのまま新法第二五八六条に受け継がれている。

婚姻の締結の方式については、婚姻挙行地法主義が維持されている（旧法第一九条第一項、新法第二五八七条第一項）。しかし、「外国に在るルーマニア市民の婚姻は、権限を有するその他の官公庁の許にか、又は、ルーマニア若しくは他方の婚姻当事者の国家の外交官若しくは領事官の許において締結されることが出来る。」（旧法第一九条第二項）として広く認められていた外交婚の方式は、新法においてルーマニアの外交官又は領事官の許におけるルーマニア法上の方式に限定されている（新法第二五八七条第二項）。婚姻無効に関する旧法第二四条は、その婚姻の方式の保護の立場が受け継がれて、新法第二五八八条として置かれている。

それに対して、婚姻の一般的効力及び夫婦財産制に関する規定は、新法において大きく変容している。先ず、前者の法律関係に関する旧法第二〇条は、「夫婦間の人的関係及び婚姻関係は共通本国法に服する。異なる国籍が問題であるとき、それらの関係は共通住所地法に服する。」（同条第一項）とし、「夫婦の共通本国法又は共通住所地法は、それらの者の何れか一方が、場合により、国籍又は住所を変更する場合にも、引き続き、婚姻の効力を規律する。」（同条第二項）とし、そして、「共通国籍又は共通住所がないとき、夫婦間の人的関係又は婚姻関係は、それらの者が共通居所を有するか若しくは有した領域が帰属する国家の法律、又は、それらの者が共同して最も密接な関係を保持する国家の法律に服する。」（同条第三項）としていた。又、後者の法律関係に関する旧法第二一条は、「夫婦財産契約の締結のために要求される実質的要件は、各々の婚姻当事者の本国法に依って設定されたそれとする。」（同条第一項）とし、「夫婦財産契約の制度及び効力は、婚姻当事者に依り、合意をもって採択された法律、それが無いときは、第二〇条に定められた法律に依って規律される。」（同条第二項）とし、そして、「同法は、婚姻中、夫

夫婦財産契約を変更するか、又は、取り替えることできるか否かを決定する。変更又は新しい夫婦財産契約は、第三者に損害を与えてはならない。」(同条第三項)としていた。これらの中、婚姻の一般的効力に関する共通本国法、共通住所地法、共通居所地法又は夫婦の最密接関連法の段階的連結の規則は、新法において、共通常居所地法、共通国籍国法、婚姻举行地法の段階的連結の規則へと変更されている(新法第二五八九条第一項)。又、新法において、夫婦の常居所又は国籍の変更に関しては、当事者に依る法選択との関連における新しい規定が追加されている(同第二五九六条)。婚姻の一般的効力に比して、夫婦財産制に関する新法中の諸規定の精緻化は顕著である。尚、旧法において、無制限の当事者自治が許されているように見られた立場は、制限的なそれへと変更されている(同第二五九〇条ないし第二五九五条)。

当事者自治は、新法において、離婚及び別居についても導入されている。旧法において、離婚及び別居については、婚姻の一般的効力に関する規則を準用するものとされていた(旧法第二二条、第三三條)。それに対して、新法は制限的当事者自治の立場を採用しており、しかも、その選択される法の範囲はかなり広い(新法第二五九七条)。法選択がないときは、常居所を国籍に優先する連結点として、夫婦の共通常居所地法、最後の共通常居所地法、共通国籍国法、最後の共通国籍国法、ルーマニア法の段階的連結の規則が適用される(同第二六〇〇条第一項)。旧法第二二条第二項が、「かようにして決定された外国法が離婚を認めないか、又は、非常に厳格な要件の下にそれを認めるとき、夫婦の一方が離婚が請求された当時ルーマニア市民である場合に適用されるのはルーマニア法とする。」と規定していた離婚保護の立場は、新法においても引き継がれており(同条第二項)、しかも、当事者による法選択が行なわれた場合にあっては、その点において同様とされる(同条第三項)。

更に注目されるのは、一方的通知による離婚、すなわち、端的には、イスラム法上の夫による専制離婚のルーマ

ニアにおける承認のための厳格な要件が明文化されたことである（新法第二六〇一条）。しかし、それは、又、かような離婚を承認する余地を認めるものでもあると言えるであろう。

尚、離婚については、離婚及び別居の準拠法の分野における協同作業を開始させる二〇一〇年一月二〇日の欧州連合理事会規則二〇一〇年第一二五九号（いわゆるローマⅢ規則）が、二〇一二年六月二一日に発効するため、新法中の離婚制度に関する諸規定は、それまでの期間に限られた暫定的なものであると指摘されている（Avastilencei, *op. cit.*, p.271.）。

（4） 親子関係

親子関係については、新法は旧法上の規則を踏襲している。嫡出親子関係の成立及びその効力、並びに、準正について、婚姻の一般的効力についての規則を準用する旧法第二五条ないし第二七条は、新法第二六〇三条及び第二六〇四条にそのまま移行している。

婚外親子関係の確認、認知について、「外国の市民たる子が他の外国国籍をも有する場合には、その者にとってより有利な法律が適用される。」（旧法第二八条第一項第二文）として、子の利益保護の確保を優先した旧法上の立場は、新法第二六〇五条において受け継がれている。又、同様に、「婚姻外において出生した子の父に対し、妊娠期間及び子の出生の費用を負担することを請求する母の権利」（旧法第二九条）の規定も、新法第二六〇六条に受け継がれている。

次に、養子縁組による親子関係については、旧法中に四箇条の諸規定（旧法第三〇条ないし第三三条）が置かれていたが、それらの諸規定は、そのまま、新法第二六〇七条ないし第二六一〇条として受け継がれており、養子縁組

の成立について、養親の本国法と養子の本国法とを累積的に適用する立場、及び、夫婦共同養子縁組について、婚姻の一般的効力に関する規則を準用する立場も、それぞれ、新法第二六〇七条第一項及び第二項に規定されている。又、養子縁組の効力、及び、養親と養子との間の関係について、養親の本国法に依ることを本則とするが、夫婦に依って合意された養子縁組の場合には、婚姻の一般的効力について定められた法律が適用され、そして、同法が養子縁組の解消を規律するとする規定(旧法第三二条)は、新法第二六〇八条においても同様である。

尚、子を扶養し、子を教育し、その者の財産を管理する親の義務を含めて、親子間の法律関係については、「親責任及び子の保護措置についての管轄権、準拠法、承認、執行及び協力に関するハーグ条約」に依るべきと規定されている(新法第二六一一条)。

(5) 扶養義務

扶養義務に関しては、新法第二六一二条は、欧州連合法、すなわち、「扶養事件における管轄権、準拠法、裁判の承認及び執行、並びに、協力に関する二〇〇八年二月一八日の欧州連合理事会規則」等に服することを明らかにしている。因みに、旧法中には、次に掲げるような二箇条の規定が置かれていた。すなわち、旧法第三四条が、「扶養義務の準拠法は、次に掲げる関係につき、次に掲げる法律とする。(a) 親子間の関係については、第二五条、第二八条及び第三二条に従い、親子関係の効力を規律する法律、(b) 夫婦間の関係については、第二〇条に従い、婚姻の効力を規律する法律、(c) かつての夫婦間の関係については、第二二条に従い、離婚を規律する法律、(d) 他の者の間の関係については、扶養権利者の本国法。国籍の変更があるときは、新しい本国法は変更後の給付についてのみ適用される。」と規定し、又、旧法第三五条が、「扶養義務の準拠法は、特に、次に掲げる事項

を決定する。(a) 扶養権利者たる者及び扶養義務者たる者、並びに、複数の扶養義務者の間の優先順位、(b) 扶養義務の範囲、(c) 義務の履行方法及びその履行のために設定された期間」(第一項)、そして、「扶養義務の範囲の決定については、準拠外国法が別段に定めるときであっても、扶養義務者の資力及び扶養権利者の実需を考慮しなければならない。」(第二項)と規定していた。

又、旧法中には、扶養義務に関する規定に続いて、無能力者又は制限的行為能力者の保護に関し、次に掲げるような四箇条の諸規定が置かれていた。すなわち、旧法第三六条が、「婚姻から出生したか、又は、養子にされた未成年者の保護であつて、父母、又は、場合により、父若しくは母に依つて実行されたものは、第二〇条において定められた法律に依つて規律される。」と規定し、旧法第三七条が、「後見の設定、変更、効力及び終了、並びに、後見人及び無能力者又は制限的能力を有する者との間の関係は、被保護者の本国法に服する。」(第一項)、「後見を引き受け、かつ、実行する義務は、後見人の本国法に服する。」(第二項)と規定し、旧法第三八条が、「未成年者又は他の無能力者若しくは制限的能力を有する者に関し、又は、それらの者が所有する財産に関し、父母又は後見に依つて執られた措置は、然るべき者に依る保護の実行を指揮し、又、監督する官公庁が帰属する国家の法律に服する。」と規定し、そして、旧法第三九条が、「第三七条及び第三八条の規定は、無能力者又は制限的能力を有する者の財産管理及び他の全ての保護の設定に同様に適用される。」と規定していた。

(6) 相続

相続関係については、旧法中には、相続に関する二箇条、及び、遺言に関する一箇条の諸規定が置かれていた。すなわち、旧法第六六条は、相続分割主義の立場から、「動産については、それがどこに在ろうとも、被相続人が

その死亡の当時有した本国法」に依り、又、「不動産及び営業用財産については、それらの財産の何れかが位置付けられている地の法律」に依るべきものと規定していた。それに対して、遺言に関する新法第二六三三条が本則として定めているのは、相続統一主義の立場からの被相続人の死亡当時の常居所地法主義である。これは、相続に関する管轄権、準拠法、判決及び認証文書の承認及び執行に関する欧州連合議会及び理事会規則提案第一六条に従った結果である (Avastilencei, op. cit. p.273)。又、旧法第六八条第一項は、「遺言者は、第六六条に記された法律の強行規定を排除する権利を有することなく、その者の財産の相続による譲渡をその法律とは別の法律に服せしめることができる。」として、被相続人による準拠法の選択を広く許容していたが、新法第二六三四条第一項が認めている準拠法の範囲は被相続人の国籍国法に限られている。相続準拠法の選択の範囲については、兼ねてより、遺言相続に限られるものか、それとも、法定相続にも及ぶものであるかが論議されていたが (Dan Andrei Popescu, Some remarks on the applicable law to international successions in Romania, *Yearbook of private international law* 2007, p.303 et seq.)、同項における規律が「相続の全体」に及ぶことから、相続準拠法は、抵触規定に依って指定されたものであれ、被相続人に依って選択されたものであれ、同時に、双方の相続へ適用されるべきことが明らかにされた (Avastilencei, op. cit. p.274)。

又、相続人の不存在の場合について、相続準拠法の事項的範囲に含まれるとしていることから、相続準拠法説が採られていたと見られる旧法第六七条の規定の立場は、新法第二六三六条において、遺産所在地法説の立場へと変更しているように見られる。

更に、遺言の方式に関する旧法第六八条第三項が、遺言保護のための多元的連結の立場から、「遺言の作成、変更又は撤回は、証書が次に掲げる法律の何れに従ったかに拘わらず、それが、作成、変更又は撤回された当時であ

れ、遺言者の死亡の当時であれ、適用される形式的要件を遵守するときは、有効と見做される。」として挙げられている法の範囲は、(a) 遺言者の本国法、(b) 遺言者の住所地法、(c) 証書が作成、変更又は撤回された地の法律、(d) 遺言の対象となる不動産の所在地法、(e) 遺産の移転手続きを行なう当局又は機関の法律である。これについては、新法第二六三五条においても同様である。

(7) 物権

物権に関しては、旧法中には、一般原則、有体動産、輸送手段、有価証券、流通性有価証券、無体財産、公示方法等に関する詳細な諸規定が置かれ、それが、旧法の特徴の一つとされていた。新法においては、それらの物権に関する諸規定を踏襲しながら、新たな編成の下に、当該諸規定を配置している。以下においては、旧法における諸規定を掲げると共に、それらの諸規定と新法との対応関係を示しておきたい。尚、輸送手段及び流通性証券については、旧法における配置に従い、後に言及することとする。

旧法第四九条 占有、所有権、及び、担保物権を含め、物に関する他の物権は、反対の特別規定がない限り、それらが存在するか、又は、位置付けられている地の法律に依って規律される。(新法第二六一三条第一項相当)

旧法第五〇条 動産又は不動産の性質並びに物に関する物権の内容は、第三条に拘わらず、それらが存在するか、又は、位置付けられている地の法律に従って決定される。(新法第二五八条第三項相当)

旧法第五一条 何れかの国家の大陸棚に位置付けられた海底資源開発のプラットフォーム及び他の耐久的設備は、本章の意味において、不動産と見做される。(新法第二六一三条第二項相当)

旧法第五二条 場所を変更した物に関する物権の設定、譲渡又は消滅は、それが問題となっている権利を創設したか、変

更したか、又は、消滅させた法的事実が生じた当時、所在した地の法律に依って規律される。(新法第二六一七条相当)

旧法第五三条 運送中の物は、次に掲げる場合を除き、それが発送された国家の法律に服する。

(a) 当事者が、第七三条及び第七四條に従い、合意により、適用されることとなる他の法律を選択した場合

(b) 物が暫定的措置として、又は、強制的売買の一貫として倉庫に寄託されているか、又は、供託に付されている場合であって、寄託又は供託の継続期間中、それが暫定的に配置された場所の法律が適用される場合

(c) 物が乗客の個人財産の一部を成す場合であって、それがその者の本国法に服する場合(新法第二六一八条相当)

旧法第五四條 輸出用の物に関する所有権の留保から生じる条件及び効力は、当事者が別段合意しなかったとき、輸出国の法律に依って規律される。(新法第二六一九条相当)

旧法第五五條 輸送手段に関する物権の設定、譲渡又は消滅は、次に掲げる法律に服する。

(a) 船舶又は航空機に依って掲げられた旗の法律

(b) 運送会社の資産の鉄道車両及び道路車両については、その組織上の定款の準拠法(新法第二六二〇条第一項相当)

旧法第五六條 第五五條に掲げられた法律は、次に掲げる資産に同様に適用される。

(a) 技術上の装備の一部を成す物であって、継続的に運送手段に存在するもの

(b) 輸送手段の技術上の援助、維持、修補又は更新の費用のための債権(新法第二六二〇条第二項相当)

旧法第五七條 記名株券、指図株券、無記名株券及び社債の発行は、発行人の組織上の定款の準拠法に服する。(新法第二六二二条第一項相当)

旧法第五八條 第五七條に掲げられた有価証券の中の何れかの譲渡の条件及び効力は、次に掲げる法律に服する。

(a) 記名証券のそれについては、発行人の組織上の定款の準拠法

(b) 指図証券の支払地の法律

(c) 連続する占有者の間の関係、及び、それらの者と第三者との間の関係においては、譲渡の当時、無記名証券が存在する地の法律（新法第二六二条第二項相当）

旧法第五九条 有価証券がそれが明示する商品の表象的証券であるための条件を充足するか否かは、その内容において明示された法律が確定する。かような明確性を欠くとき、証券の性質は、発行会社がその本拠を有する国家の法律に従って決定される。

証券が商品を表象するときは、前項に従い、動産としてそれに適用される法律が、それが明示する商品に関する物権を規律する。（新法第二六二条相当）

旧法第六〇条 知的創造の作品に関する著者の権利の発生、内容及び消滅は、それが出版、上演、展示、放送又は他の適当な方法に依って最初に公衆に知らしめられた国家の法律に服する。

公表されない知的創造の作品は著者の本国法に服する。（新法第二六二条相当）

旧法第六一条 工業所有権の発生、内容及び消滅は、登録若しくは登記が行なわれたか、又は、登録若しくは登記の申請が提出された国家の法律に服する。（新法第二六二条相当）

旧法第六二条 物質的損害賠償及び精神的損害賠償の取得は、著作権又は工業所有権が侵害された国家の法律に服する。

旧法第六三条 外国の自然人及び法人の著作権及び工業所有権は、ルーマニアの領域において、ルーマニア法及びルーマニアが当事国である国際条約に従って保護される。

旧法第六四条 物に関し、あらゆる事由によって実現された公示方法は、それが完了する当時その地において適用される法律に服する。（新法第二六二条第一項相当）

旧法第六五条 第六四条に記された方法であつて、不動産に関する権利を設定する効力を有するものは、物権の発生、譲渡、留保若しくは消滅又は物的担保の法的根拠が他の法律の適用に依つて構成されるときであつても、それが位置付けられている国家の法律に服する。(新法第二六二条第二項相当)

(8) 契約債務

債務に関しては、先ず、契約債務について、旧法中には、次に掲げるような詳細な諸規定が置かれ、それが、旧法の特徴の一つとされていた。しかし、新法においては、それらの契約債務に関する諸規定に代えて、専ら欧州連合法等の諸規則に従うとする新たな規則が導入されている(新法第二四六〇条第一項)。従つて、旧法中の契約債務に関する詳細な諸規定は、全て、実定法としての存在意義を失つている。以下においては、旧法における諸規定を掲げて、新法との対照を明らかにしておきたい。

旧法第七三条 契約は、当事者が双方の合意をもつて選択する法律に服する。

旧法第七四条 契約の準拠法の選択は、明白であるか、又は、疑いなくその内容若しくは状況に起因しなければならない。

旧法第七五条 当事者は、契約の全体又は何れかの部分のみの準拠法を選択することができる。

旧法第七六条 準拠法の選択に関する合意は、第七三条に従い、当事者の合意に依つて変更されることができる。

契約の締結時の後に取り決められた準拠法に関する合意の変更は、次に掲げることはできないが、遡及的効力を有する。

(a) 契約の方式の有効性を覆すこと

(b) その間に第三者に依つて取得された権利を侵害すること

旧法第七七条 第七三条に従つて選択された法律がないとき、契約は、それが最も密接な関係を有する国家の法律に服する。

かような関係は、契約締結の当時、特徴的給付の債務者が、場合により、その者の住所、若しくは、それがなくとも、はその者の居所、又は、営業用財産、又は、定款上の本拠を有する国家の法律とに存在するものとする。

不動産に関する権利又は不動産に対する一時的用益権に関する契約は、不動産が位置付けられている国家の法律とも密接な関係を有する。

旧法第七八条 特徴的給付とは、次に掲げる給付を意味するものとする。

(a) 売買のような譲渡契約又は他の同様のものに依って、動産を譲渡する当事者の給付

(b) 賃貸借契約又は他の同様のものに依って、一定の期間、財産の利用を人の自由にさせる当事者の給付

(c) 受任者、受託者、請負人、及び、一般的に、労務契約に従い、それを履行する当事者に依って実行される給付

(d) 保証、担保又は他の同様のものの契約における保証人の給付

関係当事者が、状況から、契約の他の国家の法律とのより密接な関係が存在することとなることを立証するとき、前項に定められた推定は排除されることができる。

旧法第七九条 当事者の一方の特徴的給付を考慮して位置付けられることができない契約は、実質的要件について、それが締結された地の法律に服する。

異なる国家に存在する当事者が、手紙、電報の取交し又は電話によって交渉したとき、契約は、承諾された契約締結をすることの確定的な申込みを開始した当事者の住所又は本拠の国において締結されたものと見做される。

旧法第八〇条 第七三條ないし第七九條に従い、契約の実質に適用される法律は、特に、次に掲げる事項に適用される。

(a) 契約の法的性質及びそれが含む条項の解釈

(b) 契約から生じる債務の履行

(c) それらの債務の全体的又は部分的な不履行の結果、並びに、不履行が惹起した損害の算定

(d) 契約から生じた債務の消滅の態様

(e) 契約の無効原因及び無効の結果

契約から生じた債務の実行の方法は、実行地の法律に従わなければならない。債権者は、その者が、契約を考慮して、不履行を予防するか、若しくは、是正するための措置、又は、損害をもたらすその効果を制限するための措置を講ずるとき、同法を遵守しなければならない。

旧法第八条 契約の準拠法に関する当事者の合意の実質の存在及び有効性は、それらの者が選択した法律に依って決定される。

前記の法律が、かようにして取り決められた選択を有効でないものとして宣言するとき、契約は第七七条ないし第七九条に示された法律に依って規律される。

旧法第八条 当事者の一方に依って争われた契約の実質の存在及び有効性は、それが有効であったと見做されたならばそれに適用された法律に従って決定される。

旧法第八条 契約に対するその者の合意を与えたことの事実を争う当事者の沈黙の法的効果は、問題となっている自然人の本国法又は法人の組織上の定款の法律に服する。

旧法第八条 異なる国家に住所又は本拠を有する当事者の間の契約は、申込者が承諾を知ったときに締結されたものと見做される。

その性質によるか、又は、受益者の要求によって、特徴的給付の即時の実行を課する契約は、申込者が予め承諾がその者に通知されることを要求しなかったとき、その給付の債務者が実行を開始したときに締結されたものと見做され

る。そうでなかった場合には、前項の規定が適用される。

旧法第八五条 本章に依つて契約に適用される外国法は、その抵触規定を除き、その実質規定を含むものとする。

旧法第八六条 契約は、第七一条第一項に定められた法律に依つて設定された形式的要件であつて、同様の方法をもって適用されるものに服する。

上記に拘わらず、契約は、次に掲げるとき、方式の点について有効であると考えられる。

(a) 契約が締結された当時、異なる国家に存在する当事者が、それらの国家の一方の法律に依つて定められた形式的要件を充足したとき

(b) 当事者の代理人が、契約の締結の当時、その者が存在した国家の形式的要件を充足したとき

旧法第八七条 有体財産に対する権利が、それに依つて設定、変更、譲渡又は消滅される契約に有効性又は對抗性を付与するために必要な公示方法は、有体財産が所有するか、又は、位置付けられている地の法律に服する。

旧法第八八条 動産売買に適用されるために当事者に依つて取り決められた法律がないとき、動産売買は、売主が、契約の締結の当時、場合により、住所、若しくは、かようなものがないときは、居所又は営業用財産若しくは社会的本拠を有する国家の法律に服する。

旧法第八九条 第八八条の規定の例外として、商業上の売買の契約は、次に掲げるとき、買主が営業用財産又は社会的本拠を有する国家の法律に服する。

(a) 問題となつている国家に存在する当事者に依つて交渉が行なわれ、かつ、契約が締結されたとき

(b) 契約が、明白に、売主が問題となつている国家において商品を引き渡す債務を履行しなければならないことを定め

旧法第九〇条 取引所又は市場を介した競売は、問題となつてゐる国家の法律が当事者にそれらの者の合意に依つて準拠法を選択することを許し、かつ、それらの者が明白にかよふな選択を執り行なうときでない限り、契約の締結が前記の手段によつて実現する国家の法律に服する。

旧法第九一条 第七三条、第七六条、第七七条及び第八八条ないし第九〇条に依つて売買に適用される法律は、特に、次に掲げる事項を規律する。

- (a) 契約の解釈
- (b) 当事者の権利及び義務
- (c) 契約から生ずる債務の履行
- (d) 買主が譲渡された財産又は商品の収益及び果実に対する権利を取得することとなる時期
- (e) 買主が譲渡された財産又は商品に関する危険を負担することとなる時期
- (f) 所有権の留保の条項の当事者の間の有効性及び効果
- (g) 法廷地の手続法に服する問題を除き、損害賠償を獲得することを含めた契約の不履行の結果
- (h) 期間の満了に基づく失権のような契約から生じた債務の消滅の態様
- (i) 契約の無効の結果

旧法第九二条 商品の受領が行なわれる国家の法律は、他の明白な合意がない限り、量的及び質的な検査の期間及び手続き、並びに、それらの財産が拒絶されるとき、それらについて執られることができる手段を定める。

旧法第九三条 本人と代理人又は仲介人との間の関係において、他の合意がない限り、仲介人がその者の権限を行使する国家の法律が適用される。

仲介人が職業として仲介人又は代理人の職務を履行する場合には、その者の職業上の本拠の法律が適用される。

旧法第九四条 第九三条に示された法律は、特に、次に掲げる事項に適用される。

- (a) 仲介人の権限の存在、範囲、変更及び終了
- (b) それらの権限を踰越するか、又は、それらを濫用することの結果
- (c) 仲介人の全体的又は部分的にその者の権限を委任すること、及び、付加的又は代替的な仲介人を指名することの能力
- (d) 仲介人と本人との間の利益衝突の危険が存在するとき、仲介人が本人のために契約を締結することの可能性
- (e) 不競争の条項
- (f) 弁償されようとしている損害の場合

旧法第九五条 代理された者と第三者との間の関係は、それらの者が明白に他の方法を取り決めなかったとき、仲介人の職業上の本拠が存在する地の法律に服する。

かような本拠がない場合には、次に掲げるものが問題となつている領域に存在するとき、仲介人が行動した国家の法律が適用される。

- (a) 代理された者の本拠、住所若しくは居所、又は、
- (b) 第三者の本拠、住所若しくは居所、又は、
- (c) 取引所、市場若しくは仲介人がその者の任務を遂行するために参加した競売が開催された地の本拠

旧法第九六条 第九五条に示された法律は、特に、仲介人がその者の権限の実際的又は潜在的な行使を通じて取り行なつた行為の効果を定める。

旧法第九七条 委任の履行の態様は、履行が行なわれる国家の法律に依つて設定された条件に従わなければならない。

旧法第九八条 何れかの国家において、手紙、電報、テレックス、電話又は他の通信手段に依つて、その他の国家の第三者と通信した仲介人は、その者の職業上の本拠、又は、それが無いときは、その者の住所若しくはその者の居所から行動したものと見做される。

旧法第九九条 本人、仲介人又は第三者が異なる国家に複数の職業上の本拠を有するときは、仲介人に依つて遂行された行為と最も密接な関係を呈する本拠が考慮されるものとする。

旧法第一〇〇条 不動産に関する管理又は処分行為を目的とする代理は、財産の所在地の法律に服する。

旧法第一〇一条 労働契約を規律するため、第七三条及び第七六条に従い、当事者に依つて取り決められた法律は、それが、かような選択がなければ、準拠法上の強行規定が賃金労働者に保障する保護を侵害しない態様においてのみ適用されることができる。

旧法第一〇二条 労働契約は、当事者がそれについて別段取り決めない限り、次に掲げる領域の国家の法律に服する。

(a) 賃金労働者が一時的に他の国家に派遣されているときであつても、契約に従い、その者が平常的にその労務を遂行する領域

(b) 賃金労働者が、正にその者の職務上の性質により、複数の国家において労務を実行するときは、その者を雇傭した会社の本拠が所在する領域。但し、労働契約の他の国家とのより密接な関係が存在する場合には、同国の法律が適用されなければならない。

旧法第一〇三条 当事者に依つて取り決められた法律がないときは、次に掲げる契約には、次に掲げる法律が適用される。

(a) 労務の実行の契約には、企業家の本拠の法律

(b) 運送、発送及び他の同様のものの契約には、運送人又は発送人の本拠の法律

(c) 銀行の自律的保証を含め、銀行契約には、金融会社の本拠の法律。但し、二つの銀行の間の関係には、他方のために業務を給付する銀行の法律が適用される。

(d) 危険に対する保険の契約には、保険業者の本拠の法律。同法は、保険証券の譲渡又は質入れに同様に適用される。

(e) 寄託契約には、受託者の本拠の法律

(f) 贈与には、贈与者の本国法

又、債務の譲渡及び消滅に関しても、旧法中には、次に掲げるような四箇条の諸規定が置かれていたが、これらの諸規定も、新法へ引き継がれなかったものである。

旧法第二〇条 債権の譲渡は、当事者の他の契約がない限り、被譲渡債権の法律に服する。譲渡人が及び譲受人の合意に依る他の法律の選択は、被譲渡債権の債務者の同意がなければ、その者に対抗できないものとする。

譲渡人と譲受人との間の債務は、譲渡が基礎付けられた法的関係に適用される法律に服する。

旧法第二一条 合意による代位は、当事者がそれについて別段取り決めない限り、債権者が取り替えられた債務の法律に服する。

法律上の代位は、それに依って、人が債権者に弁済することができるか、又は、弁済しなければならぬ法律に服する。同法は、次に掲げる事項を定める。

(a) 弁済人が、その者の債務者との関係において、最初の債権者に代位するか否か

(b) 債務者に対して行使されることができる権利

旧法第二二条 取立委任及び更改は、それらの目的を形成する債務の準拠法に服する。

旧法第二三条 相殺は、相殺によって部分的又は全体的な消滅が対抗される債権の準拠法に服する。

旧法第二二四条 複数の債務者に対して権利を行使する債権者は、その者をそれぞれの債務者に結び付ける関係の準拠法を遵守しなければならない。

旧法第二二五条 債務者の共同債務者に対する求償権を行使する権利は、二つの負債の準拠法がそれを認めるときにのみ存在するものとする。

求償権の行使の条件は、共同債務者が原告債権者に対して負った負債の準拠法に依って決定される。

弁済を受けた債権者と弁済人たる債務者との間の関係は、後者の負債の準拠法に服する。

機関の求償権を行使する権利は、その組織上の法律に依って定められる。求償の容認可能性及び行使は、本条第二項及び第三項の規定に依って規律される。

旧法第二二六条 弁済の通貨は、それを発行した国家の法律に依って決定される。

通貨が負債の範囲に及ぼす効果は、負債の準拠法に依って決定される。

契約から生じた国際私法上の関係において、当事者が弁済のために他の通貨の採用を取り決めない限り、弁済が実行されなければならない国家の法律が、そのために採用される通貨を決定する。

(9) 契約外債務

契約外債務として、旧法中には、先ず、不当利得及び事務管理に関する三箇条が置かれ、そして、不法行為に關し、特殊の不法行為をも含めて、一三箇条の諸規定が置かれていた。それらの諸規定は、マスメディアに依る人格権の侵害に関する諸規定（旧法第一一二条及び第一一三条）を除いて、新法においては、欧州連合法等の規律に服するとして（新法第二六四一条第一項）、引き継がれていない。以下において、旧法における諸規定を掲げて、新法に

おける規則との対照を明らかにしておきたい。

旧法第一〇四条 自然人又は法人の不当利得は、それが生じている国家の法律に服する。

旧法第一〇五条 取り消されたか、又は、その効果が他の方法によって停止した法的関係に基づく給付から生ずる不当利得の場合には、その法的関係の法律は利得に同様に適用される。

旧法第一〇六条 事務管理は、事務から派生する行為を遂行する者がその活動を実行する地の法律に服する。

旧法第一〇七条 法的事実が行なわれる国家の法律は、それが不法行為を構成するか否かを定め、又、特に、次に掲げる事項に関し、それを規律する。

- (a) 不法行為能力
- (b) 責任の条件及び範囲
- (c) 責任の制限又は免除の事由及び行為者と被害者との間の責任の分配の事由
- (d) 委託者の受託者の行為についての責任
- (e) 賠償の原因となりうる損害の性質
- (f) 損害賠償の方法及び範囲
- (g) 損害賠償請求権の譲渡可能性
- (h) 被害について賠償請求権を有する者

旧法第一〇八条 不法行為が行なわれた国家とは別の国家において、その加害の結果の全て又は幾つかが発生する場合に
は、因果関係を有する損害賠償へは、第一〇七条b号ないしh号の規定に従い、問題となる国家の法律が適用される。

旧法第一〇九条 被害者は、保険契約の法律がそれを許すとき、直接、民事責任の保険業者に対し、損害賠償請求の訴訟

を提起することができる。

旧法第一一〇条 不法行為が行なわれた国家の安全及び行動に関する規則は、いかなる場合においても遵守されなければならない。

旧法第一一二条 第一〇七条ないし第一一〇条の規定は、次節以下の他の明文規定を除き、不法行為から生じるあらゆる責任の形式に同様の方法をもって適用される。

旧法第一一二条 マスメディア、取り分け、出版、ラジオ、テレビ又は他のあらゆる公共の情報媒体に依って人格に与えられた侵害に基づく損害賠償の要求は、被害者の選択により、次に掲げる法律に依って規律される。

(a) 被害者の住所又は居所の国家の法律

(b) 損害を与えうる結果が発生している国家の法律

(c) 加害者が住所若しくは居所又は社会的本拠を有する国家の法律

a号及びb号に定められた場合は、加害者が、人格に与えられた侵害の効果が二つの国家の一方において発生することを適正に予想しなければならぬ条件をも含むものとする。(新法第二六四二条第一項及び第二項相当)

旧法第一一三条 人格に与えられた侵害に対する回答掲載請求権は、出版物が刊行され、番組が放送された国家の法律に服する。(新法第二六四二条第三項相当)

旧法第一一四条 生産物の瑕疵、誤解を生じるほどの不備な生産物の記述、又は、使用法の欠如に基づく損害賠償の要求は、被害消費者の選択に従い、次に掲げる法律に服する。

(a) その者の住所又は常居所の法律

(b) 製造業者、生産者又は供給者が、生産物がその者の同意なく、それが取得された国家の市場における流通に置かれ

たことを立証しない限り、前記の国家の法律

旧法第一一五条 生産物が消費者の個人的又は家族的な使用のためのものの一部を成すとき、又、それがその者の職業的又は商業的な活動といかなる関係も有しないとき、第一一四条に定められた損害賠償の要求は表明されることができ、

旧法第一一六条 ルーマニア当局は、同様の損害についてルーマニア法に依って定められた限度においてのみ、第一一四条に従って外国法に基づく損害賠償を認めることができる。

旧法第一一七条 不正競争の行為又は他の自由競争に対する不当な制限をもたらす行為に基づく損害賠償の要求は、損害を与える結果が発生している市場の国家の法律に服する。

旧法第一一八条 第一一七条に示された法律に代え、被害者の要求により、次に掲げる法律が適用されることもできる。

(a) 不正競争の行為が専ら前記の者に関係する損害をもたらしたときは、その者がその本拠を有する国家の法律

(b) 不正競争の行為が犯され、かつ、それが当事者の関係において損害をもたらしたときは、それらの者の間の契約の

法律

旧法第一一九条 ルーマニア当局は、同様の損害についてルーマニア法に依って定められた限度においてのみ、第一一七条及び第一一八条に従い、外国法に依る損害賠償を認めることができる。

(10) 流通性有価証券

為替手形、約束手形、小切手等の流通性有価証券に関して、旧法中には、物権の目的物としての有価証券に関する諸規定の他に、次に掲げるような一二箇条の特別規定が置かれていた。それらの諸規定は、新法にそのまま引き継がれており、その内容は新法におけるそれらと全く一致するものである。以下においては、実質的に改正が行な

われなかつた例として、新旧法における諸規定の対応関係を示しておきたい。

旧法第二二七条 本国法に従い、為替手形、約束手形又は小切手に依つて義務を負う能力を有しない者は、それにも拘わらず、署名が署名人を能力を有すると見做す法律の国家において行なわれたときは、かような証書によつて有効に義務を負うものとする。(新法第二二四七条相当)

旧法第二二八条 為替手形、約束手形又は小切手に關して引き受けられた義務は、義務が署名された国家の法律上の形式的要件に服する。小切手に關しては、支払地の法律に依つて定められた形式的要件の充足をもつて足りるものとする。

前項に示された法律に依れば義務が有効でないときであっても、それが、その後の義務が署名されている国家の法律に従つてゐるときは、最初の義務の方式上の違反は、その後の義務の有効性を覆さないものとする。(新法第二二四八条相当)

旧法第二二九条 遡求行為の実行のために定められた期間は、それぞれの署名人との關係において、証書の作成地の法律に依る。(新法第二二四九条相当)

旧法第三一〇条 拒絶証書の形式及び期間、並びに、為替手形、約束手形又は小切手に關する権利を行使又は保全するために必要な幾つかの証書の形式的要件は、拒絶証書又は他の必要書類が作成されなければならない国家の法律に依つて定められる。(新法第二二五〇条相当)

旧法第三一二条 為替手形の受取人及び約束手形の署名人の義務の効果は、それらの証書が支払われるべき地の法律に服する。

為替手形又は約束手形によつて義務付けられた他の者の署名が発生させる効果は、署名が行なわれた領域の国家の法律に依つて決定される。(新法第二二五一一条相当)

旧法第一三二条 証書の作成地の法律は、為替手形の所持人が証書の発行の原因となった債権を取得するか否かを定める。(新法第二六五二条相当)

旧法第一三三条 為替手形が支払われるべき国家の法律は、受領が総額の一部分に制限されることができるか、又、証書の所持人が一部分の支払いを受領しなければならないか否かを定める。(新法第二六五三条相当)

旧法第一三四条 為替手形又は約束手形が支払われるべきである国家の法律は、証書の喪失又は盗難の場合において執るべき措置を決定する。(新法第二六五四条相当)

旧法第一三五条 小切手が支払われるべきである国家の法律は、かような証書がその者に対して振り出されることができるときを決定する。(新法第二六五五条相当)

旧法第一三六条 第一三五条に示された法律に依れば、小切手が権利を有しない者宛てに振り出されたために無効である場合には、他のかような制限を含まない法律の国家において、証書上に行なわれた署名から生ずる義務は有効とする。

(新法第二六五六条相当)

旧法第一三七条 小切手から生ずる義務が署名された領域の国家の法律は、それらの義務の効果を決定する。(新法第二六五七条相当)

旧法第一三八条 小切手が支払われるべきである国家の法律は、特に、次に掲げる事項を決定する。

(a) 証書が一覧払いで振り出されなければならないか、それとも、それが一定の呈示期間をもって振り出されることができるか、及び、先日付の効果

(b) 呈示の期間

(c) 小切手が引受け、保証、確認又は裏書されることができるか、及び、それらの言及されたことよって発生させら

れた効果が何であるか

- (d) 所持人が一部分の支払いを要求することができるか、及び、その者がそれを受領しなければならないか
- (e) 小切手が、線引きされることができるか、又は、「口座振替」条項ないし相当する表現の効果が何であるか
- (f) 所持人が引当資金に対して特別な権利を有するか、及び、その権利の性質は何であるか
- (g) 振出人が小切手を撤回するか、又は、小切手の支払いに異議を申し立てることができるか
- (h) 小切手の喪失又は盗難の場合において執られるべき措置
- (i) 拒絶証書又は相当する証明が、裏書人、振出人及び他の義務を負う者に対する支払請求権の保全のために必要であるか (新法第二六五八条相当)

(11) 輸送手段関連規定

更に、旧法中には、民事上の河川航行、航海、航空に関し、次のような五箇条の諸規定が置かれていた。これらの諸規定は、輸送手段の登録国法の適用範囲に関する旧法第一四〇条を除いて、新法には移行されることなく、廃止された諸規定である。以下において、それらの諸規定を掲げておくこととしたい。尚、輸送手段に関する物権の設定、譲渡又は消滅の準拠法に関する旧法第五五条が新法第二六二〇条第一項として置かれていることは、前記の通りである。

旧法第二三九条 船旗の法律又は航空機が登録された国家の法律は、船上又は機上において生じた事実行為及び法律行為が、それらの性質によれば、それらが発生した地の法律に服するときは、それらに適用される。

港湾及び空港においては、その地方の法律が適用される。

旧法第一四〇条 船旗又は航空機が登録された国家の法律は、特に、次に掲げる事項を規律する。

(a) 船長又は機長の権限、管轄権及び義務

(b) 当事者が他の法律を選択しなかったときは、乗員の雇傭契約

(c) 海運業者又は航空運送会社の船長又は機長及び乗員の事実行為及び法律行為についての責任

(d) 船舶又は航空機に対する物権及び担保物権、並びに、それらの権利が発生、譲渡又は消滅する行為に関する公示方

法（新法第二六二一条相当）

旧法第一四一条 港湾又は領海において発生した衝突から生ずる責任は、衝突地の法律に服する。

公海においては、衝突は、船舶の共通本国法に服し、又、国籍が異なるときは、被害船舶の法律に服する。一方がルーマニア国籍を有する両船舶が海損を蒙ったとき、被害船舶が他の船舶の本国法を選択しない場合には、ルーマニア法が適用される。

ルーマニアの専属的経済水域においては、衝突はルーマニア法に服する。

旧法第一四二条 人及び財産の援助行為及び救助行為から生ずる義務は、事件が領海において発生したときは、その場所の法律に服し、又、事件が公海において発生したときは、援助した船舶又は救助を実行した船舶の本国法に服する。

前項に示された法律は、船主と救助者たる乗組員又は技術的援助を行なった乗組員との間における援助及び救助についての補償の分配方法をも定める。

旧法第一四三条 ルーマニアの領空における飛行の路線及び安全について定めているルーマニア法の規定は、登録の法規に拘わらず、全ての航空機、並びに、機上に存在する搭乗員及び旅客に適用される。

旧法第一四四条 地上において航空機によって惹起された損害は、それが発生した領域の国家の法律に服する。

公海及び主権に服さない他の空間において、衝突から生ずる責任は、同様に、第一四一条第二項に定められた法律に服する。

(12) 時効

旧法中には、取得時効及び消滅時効に関し、次に掲げるような三箇条の諸規定が置かれていた。しかし、新法においては、取得時効に関する第二六一六条と消滅時効に関する第二六六三条とに分離されて継続的に置かれている。それらの規定の内容は旧法のそれと同様である。

旧法第一四五条 取得時効は、物が必要な占有の期間の初めに存在した国家の法律に依つて規律される。(新法第二六一六条第一項相当)

旧法第一四六条 物が取得時効期間の継続が満了する他の国家へ運ばれた場合には、物が移されたとき以後、同国の法律に依つて要求された全ての条件が充足されたとき、占有者は前記の法律が適用されることを要求することができる。(新法第二六一六条第二項相当)

旧法第一四七条 行為を要求する権利の消滅時効は、主体的な権利自体に適用される法律に服する。(新法第二六六三条相当)

(13) 国際手続法

旧法中には、裁判管轄権、涉外訴訟の準拠法、外国人の当事者適格、外国判決の承認、訴訟上の和解及び仲裁に亘り、次に掲げるような国際手続法に関する多数の精緻な諸規定が置かれていたが、前述の通り、新民法典の成立

に伴い、それらの諸規定は修正を施されて前出の新民事訴訟法典へ移行されており、新法には含まれていない。同法典中の諸規定については、これまでのところ、確認されていない。そのため、以下においては、旧法中に置かれていた国際手続法規定を参考資料として掲げておきたい。

旧法第一四八条 ルーマニア裁判所は、以下の規定に依って定められた条件の下に、ルーマニア人当事者と外国人当事者との間の訴訟、又は、自然人若しくは法人たる外国人だけの間の訴訟を解決するについて、管轄権を有する。

旧法第一四九条 ルーマニア裁判所は、次に掲げるとき、管轄権を有する。

- (1) 被告又は複数の被告の中の一人がルーマニアに住所、居所又は営業用財産を有するとき。但し、外国人たる被告が知られた住所を有しないとき、請求は、国内に所在する原告の住所又は居所の裁判所へ提起されるものとする。
- (2) 法人たる被告の本拠がルーマニアに所在するとき。但し、本条の意味において、外国法人が国内の領域に子会社、支店、代理店又は代理人を有するとき、それは同様にルーマニアに本拠を有するものと見做される。
- (3) 扶養料を請求する原告がルーマニアに住所を有するとき
- (4) 契約に由来する債務が、一部分であつても、生じたか、又は、履行されなければならない場所がルーマニアに所在するとき
- (5) 契約外債務又はその効果が生ずる法的事実が生じた場所がルーマニアに所在するとき
- (6) 鉄道又は道路の駅、並びに、乗客の乗降り又は貨物の積揚げの港湾又は空港がルーマニアに所在するとき
- (7) 保険が掛かった財産、又は、災害が発生した場所がルーマニアに所在するとき
- (8) 被相続人の最後の住所、又は、その者が遺した財産がルーマニアに所在するとき
- (9) 請求が目的とする不動産がルーマニアに所在するとき

旧法第一五〇条 ルーマニア裁判所は、同様に、次に掲げる訴訟又は宣告を判断する管轄権を有する。

- (1) 少なくとも一方がルーマニア市民であるときは、ルーマニアにおいて登録された身分上の行為又は事実に関する訴訟であつて、外国に住所を有する者の間の訴訟
- (2) 外国に住所を有するルーマニア市民たる未成年者又は禁治産者の保護に関する訴訟
- (3) ルーマニア市民が失踪の当時外国に存在したときであつても、その者の推定死亡の宣告。ルーマニア裁判所が暫定の措置を執るまでは、外国裁判所に依つて執られた暫定的措置は有効なままとする。
- (4) 当事者の契約が他の管轄権を定めなかつたときは、ルーマニアに住所を有するルーマニア市民又は国籍を有しない外国人たる者の知的所有権の外国における保護に関する訴訟
- (5) 外国人が明白にかように取り決め、又、法律関係が、それらの者が自由に処分することができる権利に関係し、かつ、ルーマニアの人の財産又は利益と関連性を有するときは、外国人の間の訴訟
- (6) 次に掲げるときは、船舶又は航空機の衝突に関する訴訟、並びに、公海又は何れかの国家の主権に服さない場所若しくは空間における人又は財産の援助又は救助に関する訴訟
 - (a) 船舶又は航空機がルーマニア国籍を有するとき
 - (b) 目的地又は船舶若しくは航空機が到着した最初の港湾若しくは空港が、ルーマニアの領域に所在するとき
 - (c) 船舶又は航空機が、ルーマニアにおいて差し押さえられたとき
 - (d) 被告がルーマニアにその者の住所又は居所を有するとき
- (7) ルーマニアに本拠を有する外国商事会社の場合における破産又は支払停止に関する他の全ての裁判上の手続き
- (8) 法律に依つて定められた他の全ての訴訟

旧法第一五一条 ルーマニア裁判所は、次に掲げる事項に基づく国際私法上の関係に関する訴訟において裁定を下す専属的管轄権を有する。

(1) ルーマニアにおいて作成され、かつ、ルーマニアに住所を有するルーマニア市民又は国籍を有しない外国人たる者に関する身分証書

(2) 養子にされようとする者がルーマニアに住所を有し、かつ、その者がルーマニア市民又は国籍を有しない外国人であるときは、養子縁組の許可

(3) ルーマニアに住所を有するルーマニア市民又は国籍を有しない外国人たる者の保護に関する後見及び財産管理

(4) ルーマニアに住所を有する者を禁治産とすること

(5) 請求の当時、夫婦の一方がルーマニア市民又は国籍を有しない外国人たる双方の配偶者がルーマニアに住所を有するときは、婚姻の解消、取消し又は無効、並びに、外国に所在する不動産に基づく争訟を除き、夫婦の間の他の争訟

(6) ルーマニアに最後の住所を有する者に依つて遺された相続

(7) ルーマニアの領域に所在する不動産

(8) ルーマニアの領域における執行証書に依る強制執行

旧法第一五二条 本章の規定に依れば、ルーマニア裁判所が、保全措置がそのためにか、又は、その途中で必要な訴訟に對して実際に裁定する管轄権を有しないときであつても、その裁判権に関係を有する権利、利益又は財産を保護するため、緊急の場合には、要求に応じて、問題となつてゐる措置を講ずることができる。

旧法第一五三条 外国裁判権が、ルーマニア市民に依つて形成された行為に對して裁定する管轄権を有しないと表明する場合には、それは、訴訟と最も密接な関係を有するルーマニア裁判所の許へ提起されることができらる。

旧法第一五四条 当事者が、契約に依って、それらの者の紛争又はそれらの者の間に締結された証書から生ずる紛争を一定の裁判所の管轄権に服せしめたときは、次に掲げる場合を除き、それは裁判管轄権を有するものとする。

(1) 選択された裁判所が外国のものであり、かつ、紛争がルーマニア裁判所の専属的管轄権に服するものである場合

(2) 選択された裁判所がルーマニアのものであり、かつ、当事者の一方が、外国裁判所が専属的に管轄権を有することを証明する場合

旧法第一五五条 本章の規定に従い、ルーマニア裁判所が管轄権を有する場合において、何れの裁判所が訴訟を解決する権限を有するかについて確定することができないとき、請求は、物的な管轄権規則に従い、ブカレスト市第一地区第一審裁判所又はブカレスト市裁判所に向けられるものとする。

旧法第一五六条 第一四八条ないし第一五二条に従って確定されたルーマニア裁判所の管轄権は、同一の訴訟又は牽連関係を有する訴訟が外国裁判所の許に提起されたという事実^がに依って、排除されないものとする。

旧法第一五七条 受理裁判所は、職権により、国際私法上の関係に関する訴訟を解決するについてのその管轄権を審査し、そして、それが、それも他のルーマニア裁判所も管轄権を有しないことを確認するとき、それは、ルーマニア裁判所の管轄権のないことを指摘して、請求を却下するものとする。

旧法第一五八条 訴訟における当事者たる能力は、それぞれの当事者の本国法に依って規律される。

旧法第一五九条 国際私法上の関係に関する訴訟において、ルーマニア裁判所は、他の明白な規定がなければ、ルーマニアの手続法を適用する。

ルーマニア法は、一定の問題が手続法上のものか、実体法上のものかをも決定するものとする。

旧法第一六〇条 国際私法上の関係に関する訴訟における付帯私訴の目的及び原因は、係争法律関係の実質を規律する法

律に依つて決定される。訴訟における当事者である資格は、同一の法律に従つて決定される。

旧法第一六一條 法律行為を証明するための証拠手段及びそれを確認する書類の証拠力は、法律行為が行なわれた地の法律、又は、当事者が法律を選択する権利を有したとき、それらの者が選択した法律に依つて定められたそれとする。

事実の証明は、それが発生した地の法律に従つて行なわれるものとする。

但し、ルーマニア法が、第一項及び第二項に示された法律に依つて定められた証拠手段と同様に他のそれをも認めるときは、それが適用される。ルーマニア法は、それが証人及び人の推定による証拠を認める場合には、それらの証拠手段が外国法に依れば認められないときであつても同様に適用される。

身分の証明及び身分證書の証拠力は、援用された書類が作成された地の法律に依つて規律される。

証拠の提出は、ルーマニア法に従つて行なわれるものとする。

旧法第一六二條 外国の官公庁に依つて作成又は認証された公の証書は、署名及び印章の真正が保証されるため、それが、行政上の正規の手續きにより、かつ、その後、ルーマニアの外交使節團又は領事職に依つて認証されるときのみ、ルーマニア裁判所の許において利用されることができる。

行政上の手續きによる認証は、証書の作成国家に依つて定められた手續きに服し、ルーマニア又は作成国家の外交使節團又は領事職に依る認証、及び、その後、何れの場合にも、外務省に依る認証が続いて行なわれるものとする。

認証の免除は、法律、ルーマニアが当事国である国際条約、又は、相互性によつて許されるものとする。

ルーマニア裁判所に依つて作成又は認証された証書の認証は、ルーマニアの官公庁の側から、法務省及び外務省により、その順序で行なわれるものとする。

旧法第一六三條 外国自然人及び外国法人は、ルーマニア裁判所の許において、法律に依つて定められた条件の下に、

ルーマニア国籍を有する自然人及びルーマニア法人と同一の手續上の権利及び義務を有するものとする。

外国市民は、申請者が市民であるか、住所を有する国家との相互性の条件の下に、ルーマニア市民と同一の方法及び条件により、ルーマニア裁判所の許において、国際私法上の関係に関する訴訟における手續きの料金及び他の費用の免除又は軽減並びに無償の裁判援助を享受するものとする。

同様の相互性の条件の下に、外国の国籍を有する原告は、その者が外国人であるか、又は、その者がルーマニアに住所若しくは本拠を有しないことを理由にして、保証金又は他の担保を提出する義務を負わせられてはならない。

旧法第一六四条 無能力な、又は、制限的行為能力を有する外国人の代理又は援助が、その者の本国法に依れば保証されなかつた場合であつて、そのことが訴訟の判決を遅延させるときは、裁判所は暫定的に特別後見人を指名することができる。

旧法第一六五条 本法の意味において、外国判決という用語は、他の国家の裁判所、公証人又は他の権限を有する官公庁の裁判権の決定行為に関わるものとする。

旧法第一六六条 外国判決は、それが言い渡された国家の市民の民事上の身分を対象とするとき、又は、それが第三の家において言い渡されたときであつて、それがそれぞれの当事者の国籍の国家にいて先ず最初に承認されるとき、ルーマニアにおいて当然に承認されるものとする。

旧法第一六七条 第一六六条に示された訴訟とは別のものに関する判決は、次に掲げる条件が累積的に充足されているとき、既判力を享受するため、ルーマニアにおいて承認されることができ。

(a) 判決が言い渡された国家の法律に従い、判決が確定していること

(b) 判決を言い渡した裁判所が、前記の法律に依れば、訴訟を解決する権限を有していたこと

(c) 外国判決の効力に関し、ルーマニアと判決を言い渡した裁判所の国家との間に相互性が存在すること

判決が敗訴した当事者の欠席の下に言い渡されたときは、実質審理期間のための召喚状が有効期間内にその者に渡されたこと、並びに、裁判所の係属行為、及び、その者が防禦し、又、判決に対する上訴手段を行使する機会を与えられたことを確認しなければならない。

外国裁判所の許における訴訟に参加しなかった者を召喚することの欠落に由来する外国判決の未確定性は、前記の者に依つてのみ援用されることができる。

旧法第一六八条 外国判決の承認は、次に掲げる何れかの場合には、拒否されることができる。

一 判決が外国において行なわれた手続きの間に犯された違法行為の結果である場合

二 判決がルーマニア国際私法上の公序に違反する場合。但し、ルーマニアの裁判権の専属的管轄権に関する第一五一条の規定の違反は、かような承認の拒否の理由を構成するものとする。

三 訴訟が、同一の当事者の間において、未確定であっても、ルーマニア裁判所に依つて下された判決に依つて解決されたか、又は、外国裁判所の受理の当時、ルーマニア裁判所の許における判断の最中であつた場合

訴訟がルーマニア市民の身分及び能力に関し、かつ、採られた解決がルーマニア法がそれについて与えたものと異なるるときを除き、外国判決を下した裁判所がルーマニア国際私法に依つて決定された法律とは別のものを適用したことのみに理由として、承認は拒否されてはならない。

旧法第一六九条 第一六七条及び第一六八条に定められた条件を審査することの留保の下に、ルーマニア裁判所は外国判決の実質審査もその変更も執り行なつてはならない。

旧法第一七〇条 承認の請求は、主として、外国判決を承認することを拒否した者の住所又は本拠である裁判管轄区域に

おける県裁判所に服する。

承認の請求は、副次的に、他の目的を有する訴訟であつて、外国判決に基づく既判事項の抗弁が提出されたものが係属する裁判所にも服する。

旧法第一七一条 外国判決の承認の請求は、ルーマニア手続に依つて定められた要求に従つて作成されなければならず、かつ、次に掲げる証書がそれに添付されるものとする。

(a) 外国判決の写し

(b) 外国判決の未確定性の証明

(c) 外国裁判所の許へ出頭しなかつた当事者に伝えられた召喚状及び受理証書の配達証明の写し、又は、召喚状及び受理証書が、敗訴判決が下された当事者に依つて有効期間内に知られたことを証明する他の全ての公文書

(d) 更に、外国判決が第一六七条に定められた他の条件を充足することを証明する性質の他の全ての証書

第一項に定められた証書には、公認された翻訳が添付され、かつ、翻訳は第一六二条の規定を遵守して認証されるものとする。当事者が原本と一致するものと証明された写しの寄託に合意する場合には、認証は要求されないものとする。

旧法第一七二条 外国判決の承認の請求は、次の二つの場合における当事者の召喚の後、主として判決により、又、付随的に中間判決に依つて解決されるものとする。

外国判決の内容の結果、被告が訴えの許可に同意したとき、請求は当事者の召喚なしに解決されることができるとする。

旧法第一七三条 外国判決を執行することを義務付けられた者に依つて任意に執行されないそれは、利害関係の請求に対し、執行が行なわれようとする区域の県裁判所に依つて与えられた許可により、ルーマニアの領域において執行される

ことができる。

保全措置がそれに依って講じられた外国判決、及び、仮執行をもって言い渡された判決は、ルーマニアの領域において執行されてはならない。

旧法第一七四条 外国判決の執行は、第一六七条に定められた条件、並びに、次に掲げることの遵守をもって許可されるものとする。

(a) 判決は、それを言い渡した裁判所の法律に従って執行されるべきものとする。

(b) 執行力を請求する権利は、ルーマニア法に依り、時効に由って消滅しないものとする。

第一六八条及び第一六九条の規定は、同様の方法により、執行の許可請求にも適用される。

旧法第一七五条 第一七一条に依って定められた条件の下に作成された執行の許可請求は、外国判決を言い渡した裁判所に依って交付されたその執行されるべき性質の証明をも添付されるものとする。

旧法第一七六条 許可の許可請求は、当事者の召喚の後、判決に依って解決されるものとする。

外国判決が分離できない複数の請求項目についての解決を含む場合には、許可は個別に付与されることができる。

旧法第一七七条 執行証書は、ルーマニア法に依って定められた条件の下に、執行の許可の未確定判決に基づき、それに許可判決に言及して発行されるものとする。

旧法第一七八条 権限を有する裁判所に依って下された外国判決は、確認された事実上の状況に関し、ルーマニア裁判所の許において証拠力を有する。

旧法第一七九条 外国において締結された裁判上の和解は、ルーマニアにおいて、第一七三条第一項及び第一七四条ないし第一七八条に定められた条件の下に、それに適用された法律から生ずる効力を発生させるものとする。

旧法第一八〇条 訴訟の当事者が、それらの者の一方が裁判所において援用する仲裁契約を締結した場合には、裁判所はその管轄権を審査するものとする。

次に掲げるとき、裁判所は解決のために訴訟を維持するものとする。

- (a) 被告が、仲裁契約に基づく如何なる留保もなしに、本案の抗弁を陳述したとき、又は、
- (b) 仲裁契約が無効とされたとき、又は、

(c) 仲裁裁判所が、明らかに仲裁上の被告の責に帰すべき理由のため、構成されることができないとき

旧法第一八一一条 外国の裁判上の判決の承認及び執行に関する第一六七条ないし第一七八条の規定は、外国仲裁判断にも同様の方法をもって適用される。

四 後書き

新民法典に置かれた抵触規定は、判決の予測のためのみならず、社会や経済の現状に適した解決をもたらすための重要な進歩を反映していると評される一方、欧州連合加盟諸国の共同法及び国内法に共通する諸問題は、ルーマニアの場合にも、今後の立法上の課題として残されている。又、欧州連合への加盟が比較的遅かったルーマニアにとって、新法は、欧州連合の新しい規則の施行がルーマニア国際私法へもたらす衝撃を緩和する役目をも果たしている。かくして、然るべき立法環境が一先ず整えられた現在、今後、注視される点は、実務において、首尾一貫したその適用が実現されるかという問題である (Avasilencei, op. cit., p.275)。

以下は、二〇〇九年の民法典中の国際私法規定の邦訳である。訳出に際して依拠したのは、*RCDIP* 2012, p.459 et suiv. に掲載されている仏語訳である。

（参考資料）ルーマニア民法典中の国際私法規定

新しい民法典に関する二〇〇九年法律第二八七号

（ルーマニア官報二〇〇九年七月二四日付第五一一号）

第七卷 国際私法規定

第一編 総則

規律の目的

第二五七条

(1) 本巻は、国際私法関係の準拠法を決定する諸規定を含む。

(2) 本巻の意味において、国際私法関係とは、涉外性の要素を伴う民事関係、商事関係及び他の私法関係とする。

(3) 本巻の諸規定は、ルーマニアが当事国である国際条約、欧州連合法、又は、特別法規定が他の規則を定めていない限りにおいて適用される。

性質決定

第二五八条

(1) 準拠法の決定が、何れかの法制度又は法律関係に付与される性質決定に依拠するとき、考慮されるのは、ルーマニア法に依って確定された法的性質決定とする。

(2) 反致の場合において、性質決定は、ルーマニア法へ反致する外国法に従って行なわれる。

(3) 物の動産又は不動産の性質は、それらが所在する地か、又は、場合により、それらが位置付けられている地の法律に従って決定される。

(4) ルーマニア法が何れかの外国法制度を知らないか、又は、異なる名の下か、若しくは、他の内容をもってそれを知るときは、外国法に依って行なわれる法的性質決定が考慮されることができる。

(5) 但し、当事者自身が法律行為における概念の意義を決定したとき、当該概念の性質決定は、当事者の意思に従って行なわれるものとする。

反致

第二五九条 (1) 外国法は、実質法規則、及び、別段の規定がない限り、抵触規則と理解される。

(2) 外国法がルーマニア法又は他の何れかの国家の法へ反致するときは、それにつき、明らかに別段に規定されていない限り、ルーマニア法が適用されるものとする。

(3) 第一項の規定に対する例外として、外国法は、当事者が準拠外国法を選択した場合、外国法が法律行為の方式及び契約外債務へ適用される場合、並びに、ルーマニアが当事国である国際条約に依るか、欧州連合法に依るか、又は、法律に依って定められたその他の特別な場合において、その抵触規則を含まない。

多数法体系

第二六〇条 指定された外国法が、多数の法体系が併存する国家のそれであるとき、当該国家の法が準拠法規定を決定する。それがなくときは、当該国家の中において、法律関係と最も密接な関連性を呈示する法体系が適用される。

相互性

第二六一一条 (1) 外国法の適用は、相互性の全ての要件とは無関係とする。

(2) 但し、一定の事項において、相互性の要件を要求する特別規定はそのまま適用される。相互性要件の事実上の充足は、外務省との協議をもって、法務省に依って確認される反証があるまで推定される。

外国法の内容

第二五二条 (1) 外国法の内容は、裁判手続を通じて、それを発布した国家の機関によって発行された証明書に依るか、

専門家若しくは他の何らかの適正な方法による意見に依って確認される。

(2) 外国法を援用する当事者は、その内容を立証することを義務付けられることができる。

(3) 合理的な期間内に外国法の内容を証明することが不可能であるときは、ルーマニア法が適用される。

外国法の解釈及び適用

第二五六三条 外国法は、それが属する法体系に存在する解釈及び適用の規則に従って解釈され、かつ、適用される。

外国法の適用の排除

第二五六四条 (1) 外国法の適用は、それがルーマニア国際私法上の公序を侵害するか、又は、問題となる外国法がルーマニア法の回避によって権限を有するものとなつているときは、斥けられる。外国法が斥けられる場合においては、ルーマニア法が適用される。

(2) 外国法の適用は、それが、ルーマニア法若しくは欧州連合法上の基本原則、又は、人の基本的権利と相容れない結果へ導くこととなる限りにおいて、ルーマニア国際私法上の公序を侵害する。

外国法の例外的排除

第二五六五条 (1) 本巻に従って決定された法律の適用は、事件の諸状況のため、法律関係が当該法律と非常に遠ざけられた関連性を有するとき、例外として、斥けられることができる。その場合においては、法律関係が最も密接な関連性を呈示する法律が適用される。

(2) 第一項の規定は、人の民事上の身分又は能力に関する法律の場合、並びに、当事者が準拠法を選択した場合においては適用されない。

直接的適用の法規

第二五六六条 (1) 涉外性の要素を伴う法律関係の規律につき、ルーマニア法に依って定められた強行規定は、優先的に適用される。その場合において、準拠法の決定に関する本巻の諸規定は、効力を有しないものとする。

(2) 涉外性の要素を伴う法律関係の規律につき、他の何れかの国家の法律に依って定められた強行規定が法律関係が当該国家の法律との密接な関連性を呈示し、かつ、当事者の正当な利益が要求するとき、同様に、直接的に適用されることができ。その場合において、当該規定の対象及び目的、並びに、その適用又はその不適用から派生する結果が考慮されるものとする。

既得権の承認

第二五七条 外国において取得された権利は、それがルーマニア国際私法上の公序に反する場合を除き、ルーマニアにおいて尊重される。

本国法

第二五八条 (1) 本国法とは、自然人が有する国籍が帰属する国家の法律か、又は、場合により、法人が有する国籍が帰属する国家の法律とする。

(2) 人が幾つかの国籍を有するときは、人が有する国籍が帰属するそれらの国家の中の国家であつて、かつ、特にその常居所により、その者が最も密接に関係しているものの法律が適用される。

(3) 如何なる国籍も有しない者の場合において、本国法への送致は、その者がその常居所を有する国家の法律に対して行なわれたものと見做される。

(4) 第三項の規定は、特別規定、及び、ルーマニアが当事国である国際条約に従い、避難民の場合においても適用される。

国籍の決定及び証明

第二五九条 国籍の決定及び証明は、問題となつている国籍が帰属する国家の法律に従つて行なわれる。

常居所の決定及び証明

第二五七〇条 (1) 本巻の意味において、自然人の常居所は、その者が法定の登録形式を充足していなかったときであつても、人がその常居所を有する国家に所在する。自然人の職業活動の実行において有効なその者の常居所は、その者の主た

る事業所所在地とする。

(2) 主たる居所を決定するためには、問題となる国家との持続的な関連性、又は、かような関連性を設定する意図を呈示する個人的及び職業的な諸状況が考慮されるものとする。

(3) 法人の常居所は、その者がその主たる事業所を有する国家に所在する。

(4) 法人の主たる事業所は、その者がその中心的管理を置いた場所とする。

(5) 常居所の証明は、あらゆる証明手段によって行なわれることができる。

法人の国籍

第二五七一条 (1) 法人の国籍は、その者がその定款に従ってその社会的本拠を置いた領域が帰属する国家の国籍を有する。

(2) 多数の国家に本拠があるときは、実際の本拠が法人の国籍を特定するについて決定的とする。

(3) 実際の本拠は、権限を有する機関の決定が他の国家の株主若しくは社員に依って伝えられた指示に従って行なわれるときであっても、定款による活動の指揮及び管理の主たる中心がある場所に所在する。

(4) 但し、かように決定された外国法が、法人が設立されるについて服した国家法へ反致するとき、当該後者の国家の法律が適用される。

第二編 法律抵触

第一章 人

第一節 自然人

民事上の身分及び能力の準拠法

第二五七二条 (1) 自然人の民事上の身分及び能力は、特別規定がそれについて別段に定めていない限り、その本国法に依って支配される。

(2) 一定の法律関係に関する特別の無能力は、当該法律関係の準拠法に服する。

人格の開始及び終了

第二五七三条 人格の開始及び終了は、それぞれの者の本国法に依って決定される。

死亡の司法上の宣告

第二五七四条 死亡の宣告、死亡の確認、及び、死亡の推定日、並びに、行方不明者が生きているとする推定は、行方不明者の最後の本国法に依って支配される。当該法律が確認されることができないときは、ルーマニア法が適用される。

成年取得

第二五七五条 人の本国法の変更は、成年の取得当時における準拠法に従って取得されたそれを損なわない。

氏名

第二五七六条 (1) 人の氏名は、その者の本国法に依って規律される。

(2) 但し、子のその出生における氏名の決定は、選択により、子に依ると同様、両親に依って取得されている共通の国籍が帰属する国家の法律、又は、子が出生し、かつ、その者がその出生以後に居住する国家の法律に依って規律される。

(3) 氏名に対する権利の侵害行為であって、ルーマニアの領域において行なわれたものからの保護は、ルーマニア法に従って確保される。

人間に固有の権利

第二五七七条 人間に固有の権利の存在及び内容は、自然人の本国法に服する。

被保護成年の準拠法

第二五七八条

(1) 完全な行為能力を有する者の保護措置は、後見の下に付すときか、又は、他のあらゆる保護措置を講ずるときに、その者がその常居所を有する国家の法律に服する。

(2) 例外として、自然人の保護のために必要である措置において、権限を有する官庁は、法律状態が最も密接な関連性を呈示する他の国家の法律を適用するか、又は、考慮することができる。

(3) 第一項に定められた法律は、完全な行為能力を有する者がその者のために備えることができない場合のため、その者に依って授与された代理の権限の存在、範囲、変更及び消滅をも支配する。但し、その者は、次に掲げる法律を選択することができる。

a その者が有する国籍が帰属する国家の法律

b 以前の何れかの常居所の法律

c 財産に関する保護措置については、財産が所在する国家の法律

(4) 被保護者又はその者の財産に関する措置は、保護の実行の責任を有する者に依るそれを指揮し、かつ、監督する官庁が帰属する国家の法律に服する。

第三者の保護

第二五七九条

(1) 本国法に従えば、無能力であるか、又は、制限的行為能力を有する者は、法律行為の締結時に、善意で、かつ、法律行為が行なわれた地の法律に従い、その者を完全に能力を有すると考えた者に対し、当該無効原因をもって異議を申し立てることができない。当該規定は、家族、相続、及び、法律行為の締結国以外の国家に所在する不動産に関する物権に関する法律行為については適用されない。

(2) 更に、自然人の保護の準拠法に従って確認された代理人の資格の不存在は、法律行為が、当事者の立会いの下に、かつ、同一国家の領域において締結されたとき、法律行為が行なわれた地の法律に従い、善意で、当該資格が取得されたと考えた第三者に対し、異議を申し立てられることができない。

第二節 法人

組織の定款の準拠法

第二五八〇条 (1) 法人の組織の定款は、その本国法に依って規律される。

(2) 法人に依って他の国に設置された支店の組織の定款は、当該法人の本国法に服する。

(3) 子会社の組織の定款は、それを創設した法人の準拠法とは別に、子会社がその固有の本拠を設置した領域が帰属する国家の法律へ服する。

本国法の適用範囲

第二五八一條 法人の組織の定款の準拠法は、特に、次に掲げる事項を規律する。

- a 法人の能力
- b 社員の資格の取得及び喪失の方法
- c 社員の資格から派生する権利及び義務
- d 法人の管理機関の選出方法、権限及び機能
- e 固有の組織を介した法人の代表
- f 法人及びその組織の第三者に対する責任
- g 定款の変更
- h 法人の解散及び清算

外国法人の承認

第二五八二條 (1) 外国の営利法人が有する国籍が帰属する国家において有効に設立されたそれは、ルーマニアにおいて正当に承認される。

(2) 非営利法人は、それが有する国籍が帰属する国家において、それが有効に設立されているとき、及び、定款上の追求された目的がルーマニアの社会的及び経済的秩序に違反しないとき、相互性の条件の下に、政府の事前の承認に基づき、裁判官の決定により、ルーマニアにおいて承認されることができる。

(3) 承認の決定は、ルーマニア官報及び何れかの国内紙に公表され、かつ、最後の公表日後六〇日以内に控訴を受けることができる。

(4) 控訴は、第二項に述べられた諸条件の一つの不充足として、全ての利害関係人によって申し立てられることができる。

外国法人の承認の効力

第二五八三条 (1) 承認された外国法人は、承認国家がその法規定に依って拒否する権利を除き、その組織の定款に関する法律から派生する全ての権利を享有する。

(2) ルーマニアにおいて承認された外国法人は、経済的、社会的、文化的又は他の性質の活動の実行に関するルーマニア法に依って定められた条件の下に、国家の領域に亘ってその活動を展開する。

法人の合併の準拠法

第二五八四条 異なる国籍の法人の合併は、それらの組織の定款に適用される本国法に依って定められた要件が累積的に充足される時、実行されることができる。

第二章 家族

第一節 婚姻

第一款 婚姻の締結

婚姻の準拠法

第二五八五条 (1) 婚約を締結するための実質的要件は、夫婦になろうとする者の婚約締結日におけるそれぞれの本国法に依って決定される。

(2) 婚約の効力、及び、その違反の結果は、次に掲げる順序の下に、次に掲げる法律の中の何れかに依って支配される。

a 夫婦になろうとする者の婚約日における共通常居所地法

b 夫婦になろうとする者が同一国家に常居所を有しないときは、それらの者の共通本国法

c 共通本国法がないときは、ルーマニア法

婚姻の実質的要件の準拠法

第二五八六条 (1) 婚姻締結のための実質的要件は、夫婦になろうとする者の婚姻締結の当時におけるそれぞれの本国法に依って決定される。

(2) かように指定された外国法の中の何れかが、ルーマニア法に従えば、婚姻締結の自由と相容れない婚姻障碍を定めるときは、夫婦になろうとする者の一方がルーマニア市民であり、かつ、婚姻がルーマニアの領域において挙行されるとき、適用できないものとして斥けられるものとする。

婚姻の形式的要件の準拠法

第二五八七条 (1) 婚姻挙行の方式は、それが挙行される領域が帰属する国家の法律へ服する。

(2) ルーマニアの外交官又は領事官が派遣されている国家において、それらの者の許に挙行される婚姻は、ルーマニア法に依って定められた方式へ服する。

婚姻無効の準拠法

第二五八八条 (1) 婚姻挙行についての法定要件を規律する法律は、婚姻の無効及びその無効の効力へ適用される。

(2) 外国において形式的要件に違反して挙行された婚姻の無効は、無効の容認がルーマニア法に依っても定められていないとす
きにし、ルーマニアにおいて認められないものとする。

第二款 婚姻の効力

婚姻の一般的効力の準拠法

第二五八九条 (1) 婚姻の一般的効力は、夫婦の共通常居所地法、又は、それがないときは、夫婦の共通国籍国法へ服す

る。夫婦の共通国籍がないときは、婚姻が挙行されている領域が帰属する国家の法律が適用される。

(2) 第一項に従って決定された法律は、当該法律が規律する婚姻の身分的効力へも、財産的効力へも、又、夫婦に依って選
択された夫婦財産制が如何なるものであろうとも、それがそれらの者に違反することを許さないものへ適用される。

(3) 第二項の規定の例外として、家族の住居に関する夫婦の権利、及び、その住居に関する一定の法律行為の制度は、住居
の所在地の法律へ服する。

夫婦財産制の準拠法

第二五九〇条 (1) 夫婦財産制の準拠法は、夫婦が選択したそれとする。

(2) 夫婦は、次に掲げる法律を選択することができる。

a それらの者の中の一方が、選択時に、その常居所を有する領域が帰属する国家の法律

b 夫婦の一方が選択時に有する国籍が帰属する国家の法律

c 夫婦が、婚姻挙行後に、最初の共通常居所を設ける国家の法律

夫婦財産制の準拠法の選択に関する合意

第二五九一条 (1) 夫婦財産制の準拠法の選択の合意は、婚姻挙行前においても、婚姻挙行時においても、婚姻中において
も締結されることができる。

(2) 準拠法の選択の合意の形式的要件は、夫婦財産制を支配するために選択された法律に依っても、選択の合意が締結され
た地の法律に依っても決定される。全ての場合において、準拠法の選択は、明示的であり、又、夫婦に依って日付を記さ
れ、かつ、署名された書面の対象となるか、又は、結果として、婚姻契約上の諸規定から疑いなく生じなければならな

い。ルーマニア法が適用されるときは、それに依る婚姻契約の有効性のための形式的要件が遵守されなければならない。
(3) 第二項に述べられた要件の顧慮の留保の下に、夫婦は、いつでも、その夫婦財産制についての他の準拠法を選択することができる。新しい準拠法は、夫婦がそれについて別段に決めていないときは、将来についてしか効力を有せず、かつ、如何なる場合においても、第三者の権利を侵害してはならない。

夫婦財産制の準拠法の客観的決定

第二五九二条 夫婦がその夫婦財産制の準拠法を選択しなかったときは、それは、婚姻の一般的効力の準拠法へ服する。

夫婦財産制の準拠法の範囲

第二五九三条 (1) 夫婦財産制の準拠法は、次に掲げる事項を規律する。

- a 能力を除き、準拠法選択の合意の有効性の条件
 - b 能力を除き、婚姻契約の有効性の許容性及び条件
 - c 夫婦財産制の選択の範囲
 - d 夫婦財産制を変更する可能性及びその変更の効力
 - e それぞれの配偶者の財産の内容、財産に対する夫婦の権利、及び、夫婦の負債の制度
 - f 夫婦財産制の解消及び清算、並びに、共通財産の分割に関する規則
- (2) 但し、取り分の形成、及び、その割当は、財産が分割時に所在する国家の法律へ服する。

婚姻契約の方式の準拠法

第二五九四条 婚姻契約の締結のための形式的要件は、夫婦財産制の準拠法に依るか、又は、契約が締結される地の法律に依って定められたそれとする。

第三者の保護

第二五九五条 (1) 夫婦財産制の第三者に対する公示の措置及び対抗力は、夫婦財産制の準拠法へ服する。

(2) 但し、夫婦の一方と第三者との間の法律関係の開始時に、それらの者が同一国家の領域にそれらの者の常居所を有したときは、次に掲げる場合を除き、当該国家の法律が適用される。

a 夫婦財産制の準拠法に依って定められた公示又は登録の要件が満たされた場合

b 第三者が、法律関係の開始時に、夫婦財産制を知っていたか、又は、その側の軽率のためにそれを知らなかった場合

c 不動産が所在する領域が帰属する国家の法律に依って定められた不動産に関する公示規則が遵守された場合

常居所又は国籍の変更

第二五六条 (1) 夫婦の通常居所地法又は共通国籍国法は、夫婦の一方が、場合により、常居所又は国籍を変更する場合において、継続して婚姻の効力を規律する。

(2) 夫婦双方が、場合により、通常居所又は国籍を変更するとき、新しい居所又は新しい国籍の共通法は、夫婦がそれについて別段に合意していないとき、将来についてののみ、夫婦財産制へ適用され、かつ、如何なる場合においても、第三者の権利を侵害してはならない。

(3) 但し、夫婦が夫婦財産制の準拠法を選択したとき、それは、夫婦が常居所又は国籍を変更するときであっても、同一のままとする。

第三款 婚姻の解消

離婚の準拠法の選択

第二五九七条 夫婦は、共通の合意により、次に掲げる法律の中から、離婚の準拠法を選択することができる。

a 夫婦が準拠法選択の契約時に通常居所を有する領域が帰属する国家の法律

b 夫婦の少なくとも一方が、準拠法選択の契約締結時に、常にその最後の通常居所に居住するときは、夫婦がそれら有した領域が帰属する国家の法律

c 夫婦の一方が有する国籍が帰属する国家の法律

d 夫婦が少なくとも三年居住した領域が帰属する国家の法律

e ルーマニアの法律

準拠法選択の合意日

第二五九八条 (1) 離婚準拠法の選択の合意は、遅くとも、離婚を言い渡すについて権限を有する官庁の事件係属日まで

は、締結又は変更されることができる。

(2) 但し、提訴された裁判所は、遅くとも、適法に裁判官の許へ召喚された当事者の最初の出頭時までは、夫婦の合意を確
認することができる。

準拠法選択の合意の方式

第二五九九条 離婚準拠法の選択の合意は、夫婦に依って日付を付され、かつ、署名された書面によって作成されなければ
ならない。

離婚の準拠法

第二六〇〇条 (1) 夫婦に依る準拠法の選択がないときは、離婚の準拠法は、次に掲げる法律とする。

a 夫婦が、離婚請求の開始当時、共通常居所を有する領域が帰属する国家の法律

b 共通常居所がないときは、夫婦の少なくとも一方が、離婚請求の開始当時、それらの者が最後の共通常居所を有した
領域が帰属する国家の領域に、なおも、その常居所を有するとき、当該国家の法律

c 夫婦の最後の共通常居所の国家の領域における夫婦の一方の常居所がないときは、離婚請求の開始当時、夫婦が有す
る共通国籍が帰属する国家の法律

d 共通国籍がないときは、夫婦の中の少なくとも一方が、離婚請求の開始当時、なおも、当該国家の国籍を保持すると
き、それらの者の最後の共通国籍の法律

e その他の全ての場合において、ルーマニアの法律

(2) かように決定された外国法が離婚を許容しないか、又は、非常に厳格な条件の下にそれを許容するときは、夫婦の一方が、離婚請求の開始当時、ルーマニア市民であるか、又は、ルーマニアにその常居所を有するとき、ルーマニアの法律が適用される。

(3) 第二項の規定は、離婚が夫婦に依って選択された法律に依って規律されるときも適用される。

一方的通告に依る離婚の承認

第二六〇一条 外国において確立された行為であつて、準拠外国法が妻に対して平等な権利を認めることなく、婚姻を解消する夫の一方的意思を確認するものは、次に掲げる諸条件が累積的に満たされない限り、ルーマニアにおいて承認されはならない。

a 行為が、準拠外国法に依つて定められた実質的要件及び形式的要件の遵守の下に確立されていること

b 妻が、自由に、かつ、不明確でなく、婚姻解消のその方式を受け入れたこと

c 他の如何なる理由の拒否も、その方式の下における婚姻解消を是認する決定のルーマニアの領域における承認に対して異議を申し立てないこと

別居の準拠法

第二六〇二条 離婚を規律する法律は、同様に、別居へ適用される。

第二節 親子関係

第一款 婚姻から出生した子の親子関係

準拠法

第二六〇三条 (1) 婚姻から出生した子の親子関係は、その出生時に婚姻の効力を規律する法律に従って確認される。

(2) 父母の婚姻が子の出生前に解消されたか、又は、中断したとき、準拠法は、婚姻の解消又は中断の当時、婚姻の効力を規律した法律とする。

(3) かように指定された法律は、婚姻から出生した子の父子関係の確認、及び、子への氏の付与をも規律する。

子の準正

第二六〇四条 父母が、後婚により、婚姻外から出生した子の準正を行なう権利を有するとき、満たすべき諸条件は、婚姻の一般的効力へ適用される法律に依って規律される。

第二款 婚姻外から出生した子の親子関係

準拠法

第二六〇五条 (1) 婚姻外から出生した子の親子関係は、その出生の当時における子の本国法に従って確認される。子が

ルーマニア国籍以外の幾つかの国籍を有するときは、その者にとって最も有利である国籍の法律が適用される。

(2) 第一項に定められた法律は、特に、親子関係の認知及びその効力、並びに、親子関係の認知の異議申立てを規律する。父の責任

第二六〇六条 婚姻外から出生した子の父に対し、出産期間の費用、及び、子の出生によって生じた費用の負担を要求する母の権利は、母の本国法に依って規律される。

第三款 養子縁組

実質的要件の準拠法

第二六〇七条 (1) 養子縁組の締結のための実質的要件は、養親及び養子にされる者の本国法に依って規律される。それら

の者は、双方について義務的であり、かつ、上記の両本国法のそれぞれに依って定められている要件を同じく満たさなければならぬ。

(2) 共同して養子縁組をする夫婦の實質的要件は、婚姻の一般的効力を規律する法律へ服する。同一の法律は、夫婦の一方が他方の子を養子にするときに適用される。

養子縁組の効力の準拠法

第二六〇八条 養子縁組の効力、及び、養親と養子との間の関係は、養親の本国法に依り、又、夫婦に依る養子縁組の場合においては、婚姻の一般的効力を支配する法律に依って規律される。同一の法律は、養子縁組の解消を規律する。

養子縁組の方式の準拠法

第二六〇九条 養子縁組の方式は、それが締結される領域が帰属する国家の法律へ服する。

養子縁組の無効の準拠法

第二六一〇条 養子縁組の無効は、實質的要件に関しては、實質的要件を規律する法律へ、又、形式的要件の不遵守に関しては、養子縁組の方式を規律する法律へ服する。

第三節 親権、子の保護

準拠法

第二六一一条 準拠法は、一九九六年一月一九日、ハーグにおいて採択され、二〇〇七年第三六一号法律に依って批准され、ルーマニア官報二〇〇七年二月二十八日第八九五号第一部に公布された親責任及び子の保護措置に関する管轄権、準拠法、承認、執行及び協力に関する条約の諸規定に従って指定される。

第四節 扶養義務

準拋法

第二六一二条 扶養義務の準拋法は、欧州連合法の諸規定に従って決定される。

第三章 物

第一節 総則

物の準拋法

第二六一三条 (1) 物に関する占有、所有権及び他の物権は、それに対する物的担保を含め、特別法がそれについて別段に規定していない限り、物が所在するか、又は、位置付けられる地の法律に依って規律される。

(2) 何れかの国家の大陸棚に位置した海底資源開発の耐久的なプラットフォーム及び他の施設は、本章の意味において不動産と見做される。

目的財産の準拋法

第二六一四条 特別な、専門的な、又は、他の性質の用途に付された財団の準拋法は、当該財団が最も密接な関連性を有する国家の法律とする。

動産の取戻しの準拋法

第二六一五条 (1) 盗まれたか、又は、不法に輸出された物の取戻しは、本来の所有者の選択により、物が盗難又は輸出の

当時に所在した領域が帰属する国家の法律か、又は、物が取戻しの当時に所在する領域が帰属する国家の法律へ服する。

(2) 但し、物が盗難又は輸出の当時に所在した領域が帰属する国家の法律が、善意の第三占有者の保護に関する規定を含まないとき、第三者は、物が取戻しの当時に所在する領域が帰属する国家の法律がその者へ授与する保護を主張することができる。

(3) 第一項及び第二項の諸規定は、盗まれたか、又は、不法に輸出された物であつて、何れかの国家の国有文化財に帰属するものへ、同様に適用される。

取得時効の準拠法

第二六一六条 (1) 取得時効は、物がその目的のために定められた占有期間の開始時に所在する国家の法律に依つて規律される。

(2) 物が、時効期間が期日に達する他の国家へ移動させられたとき、占有者は、物の移動時から、最後の国家の法律に依つて要求された全ての諸条件が集積されるとき、当該国家の法律の適用を要求することができる。

第二節 有体物

準拠法

第二六一七条 移動された物に対する物権の創設、譲渡又は消滅は、問題となる権利を創設、変更又は消滅させた法的事実が生じた当時、当該物が所在した地の法律に依つて規律される。

運送中の物の準拠法

第二六一八条 運送中の物は、次に掲げる場合でない限り、仕向地の国家の法律に依つて規律される。

a 関係当事者が、共通の合意により、かようにして適用されることとなる他の法律を選択した場合

b 物が、差押え又は競売の措置の採用のために倉庫に入れられるか、又は、供託されるときであつて、その場合において、第三者供託又は寄託の期間中の準拠法が、物が一時的に所在する地の法律とされる場合

c 物が乗客の個人財産に属し、従つて、物がその者の本国法へ服す場合

所有権留保

第二六一九条 輸出を予定された物に関する所有権の留保から派生する条件及び効力は、当事者の反対の契約がない限り、

輸出国の法律に依って規律される。

第三節 輸送手段

準拠法

第二六二〇条 (1) 輸送手段に対する物権の設定、譲渡及び消滅は、次に掲げる法律に依って規律される。

a 船舶の旗国の法律、又は、航空機が登録された領域が帰属する国家の法律

b 輸送会社の財産に属する陸上及び鉄道の輸送手段につき、その定款の準拠法

(2) 第一項に依って定められた法律は、次に掲げる物ないし債権についても、同様に規律する。

a 輸送手段上に常に所在する物であつて、技術的装備に相当するもの

b 輸送手段の技術的援助、保守、修理又は改修のために行なわれた出費から生じる債権

適用範囲

第二六二一条 船舶の旗国の法律、又は、航空機の登録国の法律は、特に、次に掲げる事項を決定する。

a 船舶の船長又は航空機の機長の権限、資格及び義務

b 当事者に依る他の何れかの法律の選択がないときは、航行する者の労働契約

c 船長ないし機長及び乗組員ないし乗務員の事実行為及び法律行為についての船舶船主又は航空運送会社の責任

d 船舶又は航空機に関する物権及び担保物権、並びに、それらの諸権利を設定、譲渡又は消滅させる行為に関する公示の形式

第四節 有価証券

有価証券の準拠法

第二六二二条 (1) 記名式又は持参人払の株券又は債券の発行は、発行人の組織の定款の準拠法へ服する。

(2) 第一項に規定されたものの中の有価証券の譲渡の条件及び効力は、次に掲げる法律へ服する。

a 記名式証券については、発行人の組織の定款の準拠法

b 指図式証券の支払地の法律

c 承継占有者の間の関係、及び、それらの者と第三者との間の関係については、持参人払証券が譲渡のときに所在する

地の法律

商品表象証券の準拠法

第二六二三条 (1) 有価証券の記載事項に明確にされた法律が、それが、商品表象証券が明示するそれであるための諸要件

を満たすかを確定する。かような明確さがなないときは、証券の性質は、発行会社が有するその本拠が所在する国家の法律に従って決定される。

(2) 証券が商品を表象するとき、第一項に従い、それを動産として、それに適用される法律は、証券が明示する商品に関する物権を規律する。

第五節 無体財産

知的創作物の準拠法

第二六二四条 (1) 知的創作物に関する創作者の権利の取得、内容及び消滅は、知的創作物が、発行、上演、展示、放送、

又は、他のあらゆる適切な形式により、初めて公表された国家の法律に依って規律される。

(2) 公表の対象とならない知的創作物は、創作者の本国法に依って規律される。

工業所有権の準拠法

第二六二五条 工業所有権の取得、内容及び消滅は、登録若しくは登記が行なわれた領域か、又は、登録若しくは登記の申

請が行なわれた領域が帰属する国家の法律に依って規律される。

第六節 公示の方法

準拠法

第二六二六条 (1) 物に関し、あらゆる方法によって行なわれた公示の方法は、それにつき、特別規則に依って別段に規定されていない限り、その実行の当時及びその地における準拠法へ服する。

(2) 不動産に関する権利を設定する効力を有する公示方法のようなそれは、物権又は物的保証の創設、移転、制限又は消滅の法的基礎が他の何れかの法律の適用によって設定されたときであっても、不動産が所在する国家の法律へ服する。

第七節 動産抵当権

物の所在地法の適用

第二六二七条 動産抵当権の有効要件、公示及び効力は、物が動産抵当権契約の締結のときに所在する地の法律へ服する。

債務者の所在地法の適用

第二六二八条 (1) 第二六二七条の規定に対する例外として、次に掲げる場合においては、債務者が所在する地の法律が適用される。

a 特別規則に依って別段に規定されていない限り、用途に従い、幾つかの国家において利用される有体動産の場合

b 無体動産の場合

c 債権者の占有の下にない流通有価証券の場合。但し、株券、会社の持株、及び、債券の場合においては、それらの証券が組織された市場において交換され、その場合において、当該市場が機能する国家の法律が適用されるのでない限り、発行人の組織の定款の法律が適用される。

(2) 債務者は、その者が動産抵当権契約の締結時に、その常居所、又は、場合により、その社会的本拠を有する国家に所在すると見做される。

天然資源問題の準拠法

第二六二九条 鉱物資源、石油若しくはガスに対するか、又は、源泉におけるそれらの販売から生ずる債権に対する抵当権であつて、物の採掘日からか、又は、販売による取得金が口座へ払い込まれる日から生ずるものの有効性、公示及び効力の諸条件は、開発地が所在する地の法律へ服する。

動産抵当権の公示の準拠法に関する特別状況

第二六三〇条 (1) 物が所在する地の法律に従つて登記された抵当権は、次に掲げる時点において、他の何れかの国家の法律に依つて定められた公示の形式も満たされているとき、当該国家におけるその優先順位を保持する。

a 抵当権の設定時の準拠法に従つて取得された優先順位の訴権消滅前

b 物が移動国へ入国した日の後、遅くとも六〇日以内、又は、債権者がその事実を知つた日の後、遅くとも一五日以内に定められた期限は、場合により、債務者がその常居所、若しくは、場合により、問題となる国家におけるその社会的本拠を設置する日か、又は、債権者がその事実を知つた日から計算される。

(3) 但し、動産抵当権は、動産抵当権の存在を知ることなく、有償で物に対する権利を取得した第三者に対し、又、それが、第一項及び第二項に従つて対抗できるようになる前は、対抗することができないものとする。

外国における公示の欠缺

第二六三一条 (1) 動産抵当権の順位を規律する外国法が公示の形式を定めていないとき、及び、物が債権者の占有の下にないとき、動産抵当権は、次に掲げる抵当権に対して劣後の順位を有する。

a 債権に対する抵当権であつて、ルーマニアにおいて支払うべき金額によって設定されたもの

b 有体動産に対する抵当権であつて、物がルーマニアに所在したときに設定されたものか、又は、流通証券に対するもの

(2) 但し、動産抵当権は、それが、ルーマニア法に従い、第一項a号又はb号に定められた抵当権の設定前に登記されているとき、その優先順位を保持する。

動産抵当権と同様の作用の準拠法

第二六三二条 (1) 公示及びその効力に関する本節の諸規定は、動産の性質を考慮して、準拠法に従い、動産抵当権と同様の作用へ同様に適用される。

(2) 準拠法の決定について、考慮されるのは、動産抵当権と同様の取扱いの締結日とする。

第四章 相続

準拠法

第二六三三条 相続は、死亡者がその死亡当時にその常居所を有した領域が帰属する国家の法律に依つて規律される。

準拠法の選択

第二六三四条 (1) 人は、その相続の全体を規律するにつき、その者が有する国籍が帰属する国家の法律を選択することができる。

(2) 準拠法選択の宣言において表明された同意の存在及び有効性は、相続の準拠法によつて規律される。

(3) 準拠法選択の宣言は、死因処分の形式的要件を遵守しなければならない。同様の方法により、かような準拠法指定の遺言者に依る変更又は撤回は、その方式につき、死因処分の変更又は撤回の条件を遵守しなければならない。

遺言の方式の準拠法

第二六三五条 遺言の作成、変更又は撤回は、証書が、その作成、変更又は撤回の当時におけるか、遺言者の死亡の当時に

おける法律であつて、次に掲げるものの一つに拠る形式的要件を遵守するとき、有効なものとは見做される。

- a 遺言者の本国の法律
- b 遺言者の常居所地の法律
- c 証書が作成、変更又は撤回された地の法律
- d 遺言の対象となる不動産の所在地の法律
- e 相続財産の移転手続を遂行する裁判所又は機関の法律

相続の準拠法の適用範囲、相続人の不存在

第二六三六条

(1) 相続の準拠法は、特に、次に掲げる事項を規律する。

- a 相続開始の時期及び地
- b 相続適性を有する者
- c 相続するために要求される資格
- d 死亡者の財産に対する占有の実行
- e 相続選択の条件及び効力
- f 相続人の負債支払い義務の範囲
- g 遺言の実質的要件、遺言に依る処分の変更又は撤回、並びに、遺言によって処分又は受領することの特別無能力
- h 相続の分割

(2) 相続財産が準拠法に従つて相続人不存在であるとき、ルーマニアの領域に所在、又は、場合により、位置付けられる財産は、相続人不存在の相続財産の帰属に関するルーマニアの法規に基づき、ルーマニアの国家へ帰属する。

第五章 法律行為

実質的要件の準拠法

第二六三七条 (1) 法律行為の実質的要件は、当事者、又は、場合により、その本人によって選択された法律に依つて確立

される。

(2) 法律行為の準拠法の選択は、明示的にか、又は、結果として、その内容若しくは諸状況から疑いなく生じなければなら
ない。

(3) 当事者は、法律行為の全体又は単なる一部分の準拠法を選択することができる。

(4) 準拠法選択に関する合意は、法律行為の締結後に変更することができる。変更は遡及的効力を有するが、次に掲げるこ
とはできない。

a 行為の方式の有効性を無効とすること、又は、

b その間に第三者に依つて取得された権利を害すること

選択のないときの準拠法

第二六三八条 (1) 選択がないときは、法律行為が最も密接な関連性を有する国家の法律が適用され、又、当該法律が特定

されることができないときは、法律行為が締結された地の法律が適用される。

(2) かような関連性は、特徴的給付の債務者、又は、場合により、法律行為の本人が、その締結の当時に、場合により、常
居所、営業財産、又は、社会的本拠を有する国家の法律との間に存在すると見做される。

形式的要件の準拠法

第二六三九条 (1) 法律行為の形式的要件は、その実質を規律する法律に依つて決定される。

(2) 但し、法律行為は、それが次に掲げる法律の中の何れかの要件を満たすとき、方式の観点から、有効と考えられる。

- a それが行なわれた地の法律
 - b それに同意した者の国籍又は常居所地の法律
 - c 法律行為の有効性を審査する官庁の国際私法に従う準拠法
- (3) 法律行為の実質的要件の準拠法が、さもなければ無効として、一定の正式の手續を要求するとき、法律行為が行なわれた地が何処であろうとも、第二項に定められた如何なる法律も当該要求を除去することができない。

第六章 債務

契約債務の準拠法

第二六四〇条 (1) 契約債務の準拠法は、欧州連合法の諸規則に従って決定される。

(2) 欧州連合の諸規則に依って覆われていない事項においては、それにつき、国際条約又は特別規則が別段に規定していない限り、法律行為の準拠法に関する本法典の諸規定が適用される。

契約外債務の準拠法

第二六四一条 (1) 契約外債務の準拠法は、欧州連合法の諸規則に従って決定される。

(2) 欧州連合の諸規則に依って覆われていない事項においては、それにつき、国際条約又は特別規則が別段に規定していない限り、当事者間に先在する法律関係の実質を規律する法律が適用される。

人格侵害についての責任

第二六四二条 (1) メディア又は他の全ての大衆情報伝達手段に依るものを含め、私生活又は人格の侵害に基づく賠償請求は、被害者の選択により、次に掲げる法律に依って規律される。

- a その常居所地の国家の法律
- b 損害を与える結果が惹起されている国家の法律

c 損害を惹起した者が、その常居所又はその社会的本拠を有する国家の法律

(2) 第一項 a号及び b号に定められた場合においては、損害を惹起した者が、人格侵害の結果がそれらの二つの国家の一方において惹起されることを当然に予想すべきであったことも要件とされる。

(3) 人格侵害に対する反論掲載権は、出版物が出版されたか、又は、放送がなされた国家の法律へ服する。

債務の消滅

第二六四三条

(1) 譲渡及び更改は、その対象となる債務の準拠法へ服する。

(2) 相殺は、相殺により、部分的又は全体的な消滅が申し立てられる債権の準拠法へ服する。

債務者の多数

第二六四四条

多数の債務者に対して権利を行使する債権者は、それらの者のそれぞれとのその関係の準拠法へ従わなければならない。

求償の権利

第二六四五条

(1) 債務者の共同債務者に対する求償を行なう権利は、二つの負債の準拠法がそれを認めるときにのみ存在する。

(2) 求償の権利を行使する条件は、共同債務者が追求する負債であって、債権者に対して有するその準拠法に依って決定される。

(3) 弁済された債権者と弁済した債務者との間の関係は、後者の準拠法へ服する。

(4) 求償を行なう公的制度の法は、その組織の規約の準拠法に依って決定される。求償の許容性及び実行は、第二項及び第三項の諸規定に依って規律される。

支払通貨

第二六四六条

(1) 支払通貨は、それを発行した国家の法律に依って規定される。

(2) 通貨が負債の範囲に関して有する効力は、負債の準拠法に依って決定される。

(3) 契約から生ずる国際私法関係において、当事者が他の何れかの支払外国通貨を合意していない限り、支払が行なわれなければならぬ国家の法律が、如何なる通貨をもつて支払が行なわれなければならないかを決定する。

第七章 為替手形、約束手形及び小切手

第一節 総則

能力の準拠法

第二四七条 本国法に従い、為替手形、約束手形又は小切手によつて債務を負う能力を有しない者は、振出人を能力者と

考ふる法律が帰属する国家において、署名が付与されていたとき、なおも、有効にかような証券による義務を有する。

形式的要件の準拠法

第二四八条 (1) 為替手形、約束手形又は小切手に関して引き受けられた債務負担義務は、債務負担が署名された国家の

法律の形式的要件へ服する。小切手に関しては、支払地の法律に依る形式的要件の遵守をもつて足りる。

(2) 債務負担が第一項の諸規定に従えば有効でないが、後の債務負担が署名される国家の法律に適合しているとき、最初の

債務負担の形式の非合法性は、後の債務負担の有効性を無効としない。

償還請求訴訟の準拠法

第二四九条 償還請求訴訟の実行について定められた期限は、全ての署名に関し、証券発行地の法律に依って決定され

る。

拒絶証書の準拠法

第二五〇条 拒絶証書の形式及び期限、並びに、為替手形、約束手形又は小切手に関する権利の行使又は保全に必要な一

定の証書の形式的要件は、拒絶証書又は他の必要証書が作成される国家の法律に依って定められる。

第二節 為替手形及び約束手形

債務の効力の準拠法

第二六一一条 (1) 為替手形の引受人及び約束手形の署名者の義務の効力は、それらの手形が支払われるべき地の法律に依って規律される。

(2) 為替手形又は約束手形による他の債務者の署名が生ずる効力は、署名が付与された領域が帰属する国家の法律に依って規律される。

債権取得の準拠法

第二六五二条 証券が発行された地の法律は、為替手形の所持人が証券の発行の原因となった債権を取得するかを決定する。

引受の準拠法

第二六五三条 為替手形が支払われるべきである国家の法律は、引受が総額の一部に制限されることができるか、又、証券の所持人が部分的支払を受領する義務を有するか否かを決定する。

紛失又は盗難の場合の準拠法

第二六五四条 為替手形又は約束手形が支払われるべきである国家の法律は、証券の紛失又は盗難の場合において執られるべき措置を決定する。

第三節 小切手

準拠法

第二六五五条 小切手が支払われるべきである国家の法律は、かような証券が振り出されることができる者を決定する。

小切手の無効

第二五六条 準拠法に従い、小切手はその目的ための能力を有しない者宛てに振り出されたために無効である場合において、かような制限を含まない立法が帰属する他の国家において証券上に付された署名から生ずる義務は有効とする。

義務の効力の準拠法

第二六七条 小切手から生ずる義務が署名された領域が帰属する国家の法律は、当該義務の効力を規律する。

適用範囲

第二七八条 小切手が支払われるべきである国家の法律は、特に、次に掲げる事項を規律する。

a 証券が一覧払で振り出されなければならないか、それとも、それが期日払で振り出されることができるか、並びに、先日付の効力

b 呈示期限

c 小切手が引受、保証、追認又は適用されることができるか、又、当該記載の効力

d 持参人が部分的な支払を請求できるか、又は、それを受領しなければならないか

e 小切手が線引きされることができるか、又は、「口座払い」条項若しくは相当する表示を定めることができるか、及び、線引き、条項若しくは相当表示に付与された効力

f 持参人が小切手資金に対して特別の権利を有するか、又、その性質

g 振出人が小切手を無効とするか、又は、その支払を差し止めることができるか

h 小切手の盗難又は紛失の場合において執られるべき措置

i 拒絶証書又は相当する確認が、裏書人、振出人及び他の義務者に対する求償権を保全するために必要であるか

第八章 信託

準拋法の選択

第二五九条 (1) 信託は、代理権授与者に依つて選択された法律へ服する。

(2) 第二六七条の諸規定が適用されるものとする。

準拋法の客観的決定

第二六〇条 準拋法の選択がないか、又は、選択された法律が信託の制度を知らなるとき、準拋法は、信託が最も密接な関連性を呈示する国家の法律とする。そのため、特に、次に掲げることが考慮される。

- a 代理権授与者に依つて指定された信託財産の管理地
- b 信託を受けた財産の所在
- c 受託者の常居所地、又は、場合により、社会的本拠地
- d 信託の目的、及び、それが遂行されなければならない地

適用範囲

第二六一一条 第二五九条及び二六〇条に従つて決定された法律は、信託の有効条件、解釈及び効力、並びに、その管轄へ適用される。当該法律は、特に、次に掲げる事項を決定する。

- a 受託者の指名、放棄及び取替え、人が受託者に指名されるための特別要件、並びに、受託者の権限の委譲
- b 受託者間におけるその権利及び義務
- c 義務の履行、又は、託された権限の行使を全面的又は部分的に委譲する受託者の権利
- d 信託財産中の財産を管理かつ処分し、担保を設定し、又、他の財産を取得する受託者の権限
- e 投資及び預入を行なう受託者の権限

- f 信託期間に関する制限、及び、財産管理から生ずる収入を蓄える権限
- g 受益者に対する受託者の個人的責任を含め、受託者と受益者との間の関係
- h 信託の変更又は中止
- i 信託財産を構成する財産の分割
- j 信託財産が管理された方法を報告する受託者の義務

特別状況

第二六六二条 特に、信託の管理に関し、分離されることができその要素は、別の法律へ服することができる。

第九章 消滅時効

準拠法

第二六六三条 訴訟を起す権利の消滅時効は、実体法自体の準拠法へ服する。

— かさはら としひろ・法学部教授 —